

# 東洋學報

第參拾七卷第參號

昭和二十九年十二月

## 論說

### 東突厥官稱號考序說

——「突厥第一帝國」に於ける可汗——

序言

護

雅

夫

周知の如く、突厥始祖説話は種々の形で傳へられてゐるが、その中に、「其後狼生十男、其一姓阿史那氏、最賢、遂爲君長」<sup>(隋書卷八四北狄傳突厥傳)</sup>、「遂共奉大兒爲主、號爲突厥、卽訥都六設也、訥都六有十妻、所生子皆以母族爲姓、阿史那是其小妻之子也」<sup>(周書卷五〇異域傳下突厥傳)</sup>などとおつて、阿史那氏(姓)<sup>2)</sup>が突厥族を構成する諸氏族の一つに過ぎぬ事を述べてゐる。勿論これは單なる説話で、歴史的事實を其儘傳へたものとは認め難く、別に民族・民俗學的乃至は説話學的究明を要する問題であるが此の様な傳承の根柢には、突厥族が數個の氏・姓から構成され、「その一姓が阿史那氏である」と言ふ歴史的事實が働いてゐるものと見て萬誤りはあるまい。従つて次に、阿史那氏と共に突厥族を構成してゐた諸氏族名に就いて考察すべきであ

るが、その問題は總て別稿に譲り、此處では唯、結論的に、突厥族が阿史那氏・阿史德氏其他少くとも數個の氏族から成つてゐたといふ事實だけを指摘するに止める。

所で此等の諸氏族は、「突厥」國家の内部に於いて總て平等な地位に在つたのでは勿論ない。「突厥者」(中) 姓阿史那氏」(周書突厥傳)、「突厥之先平涼雜胡也、姓阿史那氏」(隋書突厥傳)、「突厥阿史那氏」(新唐書卷二)、「五上突厥傳上」(卷二) 九氏) などとあるのは、突厥族乃至「突厥」國家の支配者が阿史那氏であつた事を物語る以外のものではない。つまり結論的に言へば、「突厥」國家は、此の阿史那氏出身者を支配者とし、阿史德氏其他の突厥族、及び時に依り消長はあれ、蠕蠕・鐵勒 (Oruk) 諸族・契丹・靺鞨・奚・霫其他を被支配諸氏・部族とする遊牧國家であつたと言ふのである。

次に、「突厥」に於いては、「可汗 (qaran)」なる稱號が此の支配者に與へられてゐた事は、「北虜之俗、呼主爲可汗」(舊唐書卷二) などの記載を引かずとも明らかな事實である。既に諸先學の指摘された如く、「突厥」に於ける可汗號は、可賀敦 (qaratun)・頡 (侯) 利發 (tabar)・特勒 (勤) (basin) などの官稱號と共に、直接には「蠕蠕」から繼承されたもので、土 (吐) 門が五五二年に蠕蠕を漠南に擊破した直後、伊利可汗 (\*I. Tig qaran) を號したに始まる(周書突厥傳)。此の可汗號、從つてそれを帶した可汗なる支配者の、「突厥」に於ける性格に就いては、先づ、「土門遂自號伊利可汗、猶古之單于也」(周書突厥傳)、「可汗者猶古之單于」(舊唐書卷一九)、「至吐門遂強大、更號可汗、猶單于也」(新唐書突厥傳上) などとある如く、可汗は先づ以て「匈奴」の單于に當るものであつた。「突厥可汗」とあるべき所を、「突厥單于」とある(舊唐書卷二) のはその一つの現はれに過ぎぬ。

更に考へると、「薛舉・竇建德・王世充・劉武周・梁師都・李軌・高開道之徒、雖僭尊號、皆北面稱臣、受其可汗之號」(隋書突厥傳) とある様に、隋末唐初の群雄は、「突厥」から可汗號を受けてゐるが、その内、馬邑を本據とした劉武周は、隋書

四 煬帝紀下・舊唐書<sup>卷五</sup> 劉武周傳・新唐書<sup>卷八</sup> 同傳によれば、始畢可汗から「定楊可汗」の號を受け、また河南朔方に據

つた梁師都は、舊唐書<sup>卷五</sup> 梁師都傳によれば、同じく始畢から「大度毗伽可汗」と號されてゐる。所が、此等「定楊可

汗」・「大度毗伽可汗」を、舊唐書梁師都傳附傳李(郭)子和傳は、夫々、「定楊天子」・「解事天子」として傳へ、また新唐

書<sup>卷八</sup> 梁師都傳によれば、梁師都は「大度毗伽可汗解事天子」と號されたと言ふ。何れにせよ、「定楊可汗」||「定楊天

子」・「大度毗伽可汗」||「解事天子」なる等式が成立するのであり、夫々前者は突厥語、後者は中國譯で、新唐書梁師都傳

はその兩者を併記したに過ぎぬ。此の内「定楊」とは通鑑考異所引の創業起居注(資治通鑑卷一八三隋紀七義寧元年三月丁卯條)によつて國號と考

へつよし、また「大度」は、他に「達頭」<sup>(12)</sup>「達度」<sup>(13)</sup>「大度」<sup>(14)</sup>「大渡」<sup>(15)</sup>「咄度」<sup>(16)</sup>「陀豆」<sup>(17)</sup>などとも譯される。突厥語 *tardus* の、

毗伽は同じく突厥語 *bigä* の音譯である。そして *tardus* とは恐らく何等か的美稱であらうし、*bigä* は勿論「賢明なる」

の意で、「解事」とはその意譯に外ならぬ。即ち上の等式中、「定楊」、「大度毗伽 (*tardus bigä*)」||「解事」は相殺され、

「可汗」||「天子」なる等式が成立する。「突厥」の可汗はまた、中國の天子に相當するものであつたのである。沙鉢略

(始波羅 \**Isbara*) 可汗の隋への書の冒頭に、「從天生大突厥天下賢聖天子伊利俱盧設莫何始波羅可汗 (\**Il-kül'sad-barā*

*isbara-qaran*)」<sup>(20)</sup> (隋書<sup>突厥傳</sup>) とある事、薛延陀の可汗に對する、高昌王の、「既自爲可汗、與漢天子敵也」<sup>(舊唐書卷一九八)</sup>、また

「或るもの」の、「我薛延陀可汗、與大唐天子、俱一國主」<sup>(舊唐書卷一九九)</sup> などの語、或ひは、西北諸蕃・鐵勒諸族が唐の太宗

に、「天可汗」・「可汗」なる尊號を奉つた事實(舊唐書卷三太宗紀下、唐會要卷百雜錄、卷七三安北都護府條、全唐文卷七百李德裕「與紇圻斯可汗書」)、更にはまた、隋終南山龍

池道場釋道判傳(續高僧傳卷十二)に、西突厥可汗の牙庭「西面可汗所」に注して、「此云天子治也」とある事なども参照すべきである。此の如く、「突厥」の可汗が、「匈奴」の撐犁孤塗單于 || 天子單于(漢書卷九四)、中國の天子に當る稱號であつたとすれば、それは正しく、遊牧國家「突厥」に於ける唯一にして最高の主權者・君主を意味すべき語であつたのである。

以上、(A)遊牧國家「突厥」とは、阿史那氏出身者を支配・主權者<sup>1)</sup>可汗とする國家、逆に言へば、「突厥」の主權者可汗位に即く者は、阿史那氏一門の者に限られてゐた事、(B)その可汗とは、「匈奴」の單于、中國の天子に當る、唯一にして最高の主權者・君主に對する稱號であつた事、此の二つを見て來たのである。

但し此處で注意すべきは、上述二つの結論を出す過程に於て、援用された史料が、一般的・抽象的敘述、或ひは可汗たる者の理想的敘述たる性質を有してゐる事、従つてそれから引出された結論も、一般的・抽象的・理想的たるを免れ得ぬといふ事である。つまり、(A)可汗位が阿史那氏一門のみ獨占され、(B)その可汗とは、唯一・最高の主權者・君主の謂である、と言ふのは、飽く迄、極めて一般的に言つた場合の事、或は一つのたてまへに過ぎないのであり、それが必ず常に現實であつたとは限らない。そして、此の一般的事實・たてまへが、現實にどの程度貫徹されてゐるかは、「突厥」の國家構造を考へんとする場合に、一つの徵表となり得るであらう。本稿で可汗號の問題を探り上げた意圖はそこに在るのであつて、以下は、可汗號といふ一つの小さな窓から見た、「突厥第一帝國」の構造の一端である。

## 一

先づ、前述の(A)、即ち、「突厥」の可汗位が、總て阿史那氏一門によつて獨占されてゐたか否かに關しては、此處では唯次の一例に就いてのみ見る事にしたい。さて、既に先學の指摘する如く、河南から河北に遷つた突厥諸氏が、貞觀二三年(六四九)十月三日にその本俗に従ひ、氏族の區分によつて州に分けられた際、阿史那氏は阿史那州を構成して他の諸州と共に雲中都督府に隸し、阿史德氏は阿史德州を構成して他の諸州と共に定襄都督府に隸したのであるが(唐會要安北都護府條、道條、舊唐書卷三八地理志、新唐書卷四三下地理志)、此の時唐が、雲中都督には舍利氏、定襄都督には阿史德氏を任じて、阿史那氏をその何れにも任じ

なかつたのは、「勿論唐の周到なる用意」の存する所で、突厥諸氏が阿史那氏を奉じて蹶起する事を恐れ、その勢力削滅を狙つたものであり、これは、阿史那氏が突厥正統の可汗たるものとされてゐたからに外ならぬ。そして、此等突厥諸氏が、調露元年(六七)十月反亂を起した際の、事實上の指導者＝實力者が、阿史那氏には非ずして阿史德温傳・阿史德奉職、つまり阿史德氏であつたのは(唐會要卷九四北突厥、卷七封禪條、舊唐書突厥傳上、卷一)、上述の對阿史那策の現はれであるが、その際、實力者阿史德氏は、自らは可汗を稱する事なく、「阿史那泥熱(孰) 訶(葡) (\* mizik bag) を立てて可汗と爲し」てをり、翌二年(元隆)、此の傀儡可汗が部下に弑せらるゝや、「永隆元年、突厥有迎頡利兄之子阿史那伏念於夏州、將渡河、立爲可汗、諸部落復響應從之」(舊唐書突厥傳上)と傳へられてゐる。唐會要北突厥條は、「開耀七年、阿史那伏念自立爲可汗、與阿史那温傳連兵爲寇」と言ひ、續けて裴行儉の征討を傳へ、資治通鑑卷二唐紀十八もこれに據つてゐるが、恐らくこれは、同年に行はれた裴行儉の討伐を敘述する糸口として是年にかけてのであつて、事實上は、舊唐書突厥傳上、裴行儉傳の傳ふる如く、阿史那泥熱訶の弑せらるゝや、程なく擁立の計が起つたものと考ふべきであり、「自ら立つて云々」の語も額面通り受取れない。此の阿史那伏念の系譜に關し、舊唐書突厥傳上は上述の如く、「頡利兄之子」、通典突厥中條は「頡利從兄之子」、新唐書突厥傳上は「頡利族子」などと傳へてゐて、何れとも定めかねるが、「頡利可汗の近親者」であつた事は疑ひない。

以上の如く、阿史德温傳・阿史德奉職などが、事實上は叛亂の指導者、實力者であり乍ら、自らは可汗號を稱する事なく、阿史那泥熱訶や阿史那伏念を——特に後者は、言はば殊更夏州に迎へて——、「立てて可汗と爲し」てゐるその事の中に我々は、「突厥」正統の可汗は阿史那氏に限らるべし、との傳統の根強さ、事實の存在を見て取り得る。蹶起をして效果あらしめ、「二十四州の酋長皆叛し、衆數十萬」(唐會要北突厥條)、「諸部落復響應して之に従ふ」(舊唐書突厥傳上)爲には、假令それが傀儡に過ぎずとも、可汗は阿史那氏出身者たるを要した事を知るのである。

その他の例に就いては、煩雜を恐れて一々擧げないが、「突厥」正統の可汗は總て阿史那氏一門によつて獨占されてをり、また逆に、阿史那氏の者は、判明する限りは、可汗の支裔であつて、(A)の一般的事實、たてまへは、少くとも「突厥」國家の存續中は、現實に於て完全に貫徹されてゐた。つまり、此の様な可汗位相續に於ける血統的制限の傳統は、「第一帝國」「第二帝國」を通じて「突厥」に於いて根強く守られてゐたのであり、此の阿史那政權の没落は、其儘「突厥」國家の瓦解に外ならなかつたのである。然りとすれば、「突厥」の國家は、以前の「匈奴」の孳髡(虚連題)氏に就いて、また以後の「イェヘモンゴルウルス」の Altan urug に就いて、夫々指摘されてゐる如く、一氏族阿史那氏の「家産」たる性格を有してゐたと言ひ得よう。

かくて我々は、「突厥」の可汗位は總て阿史那氏によつて獨占されてをり、前述の(A)の一般的事實、たてまへが現實に貫徹されてゐた事、即ち、「突厥」の國家とは、とりも直さず阿史那氏の「家産國家」で、阿史那政權の謂に外ならざる事を見たのである。次に然らば、その「突厥」可汗政權は、此の阿史那氏一門内部に於いては如何に擔當されてゐたか。更に言へば、前述の(B)の一般的事實、たてまへは、個々の場合實際に實現されてゐたか否か。以下數節に亘つて、此の問題を考察する。

## 二

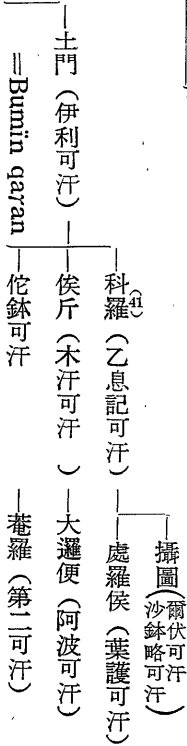
既述の如く、「突厥」の可汗號は、土門が五五二年、蠕蠕を擊破した直後に、伊利可汗と號したに始まるが、間もなく彼が死んで子の科羅が立つて乙息記可汗となり(周書突厥傳)、彼に續いては、その弟侯斤が立つて木汗(杆・杆)可汗となつた

(五五三年)。(周書突厥傳) 此の木汗可汗の治世は、隋書突厥傳によれば「二十年」であつたと言ふから、その死は資治通鑑(卷一陳紀

五が指摘する如く、五七二年の事である。<sup>(56)</sup>此の伊利・乙息記・木汗三代二一年間——突厥の「部落稍盛」<sup>(57)</sup>となり、「始めて塞上に至」つた大統十一年<sup>(五四五)</sup>（周書突厥傳）から數へて二八年間——は、「突厥」の勃興・發展期であつたのであるが、先づ、此の間に於ける可汗政權の實態は如何。

さて、既に多數の先學の指摘する如く、Menander Protector の傳くる所によれば、東ローマ皇帝 Justin 二世の第四年<sup>(五六八)</sup>、突厥の首領 Dizaboulos (Siziboulos) の許から派遣せられて Byzantium に到着したツングット人 Maniach は、皇帝から「トルコ人の政體及び國土」に就いて尋ねられた際、「其處には四人の首長があるが、全國民に對する最高權力は Dizaboulos にのみ在る」と答へたと言ふし、<sup>(58)</sup>また、此の Justin 二世の晩年、攝政となつた Tiberius 二世 (Tiberius Constantine) の治世第二年<sup>(五六七)</sup>には、東ローマの使節 Valentine が Dizaboulos の子 Tardou の許へ赴つてゐる。<sup>(59)</sup>此の Dizaboulos (Siziboulos) を、舊唐書卷一九突厥傳下の室點密、そして新唐書卷二一突厥傳下には、伊利可汗土門の弟として傳へられる室點密(悉帝米)、更に、關特勤碑文東面第一行、毗伽可汗碑文東面第三行に、「我が祖宗 (äcüm apam)」とじて、Bumin qayan (伊利可汗土門)と共に現はれる Istimi qayan に當り、Tardou をその子に當たる達頭(隋書突厥傳)に比定するのが通説であつた。<sup>(60)</sup>(I圖。周書・隋書突厥傳、舊唐書・新唐書突厥傳下參照)。

I 圖



「褥但可汗

— 步離可汗

室點蜜(瑟帝米) — 達頭可汗

|| Istāmi qayan || Tardou

|| Dizaboulos (Siziboulos)

然るに松田壽男氏は、「室點蜜(瑟帝米)即ち Istāmi が全然傳説上の名稱にすぎない」事を提唱して、「伊利可汗(土門)と兄弟で、達頭可汗の父であつたらしい可汗は、正に Menander の *Σα* Dizaboulos に求めなければならぬ」とし、室點蜜(瑟帝米) || Istāmi の名稱を否定された。その後、安馬彌一郎氏は、「木杆と Dizaboulos と同一人物と考へるのが至當」であるとされたが、小野川秀美氏は松田説を疑問として、略通説の正しい事を述べられた。續いて伊瀬仙太郎氏は、木汗・佗鉢兩可汗の弟褥但可汗と、隋書突厥傳にその子と傳へられてゐる步離可汗とを同一人物と見做し、此の褥但步離を Dizaboulos 及び室點蜜(瑟帝米) || Istāmi に比定し、音韻上からもその正統性を主張された。

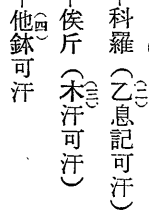
此等諸説の内、松田氏は、室點蜜(瑟帝米) || Istāmi の存在を疑ひ、Dizaboulosこそ伊利可汗土門の弟で、實在の可汗であるとする。つまり、I圖中の室點蜜(瑟帝米) || Istāmi の名稱を抹殺し、Dizaboulos (Siziboulos) を入れる事を主張されるだけで、系譜關係に就いては、通説と變らないし、また安馬説は、伊瀬氏によつて略批判し盡されてゐるので、此處では措き、唯伊瀬説を本論に關する限り簡單に紹介し、所見を述べるに止めたい。その前に、便宜上、伊利可汗土門以下、突厥初期可汗の系譜を、諸史料別に掲げて置く。



I 圖

(周書突厥傳)

土門 (伊利可汗)

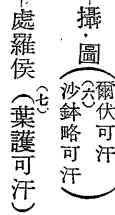


II 圖

(隋書突厥傳)

伊利可汗

逸可汗



俟斗 (木杆可汗) — 大邏便 (阿波可汗)

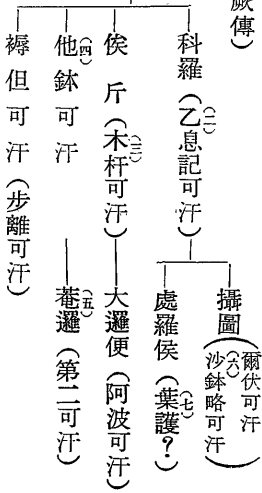
佗鉢可汗 — 菴邏 (第二可汗)

褥但可汗 — 步離可汗

V 圖

(北史突厥傳)

土門 (伊利可汗)



IV 圖

(北史卷九 突厥傳)

伊利可汗

阿逸可汗 — 攝圖

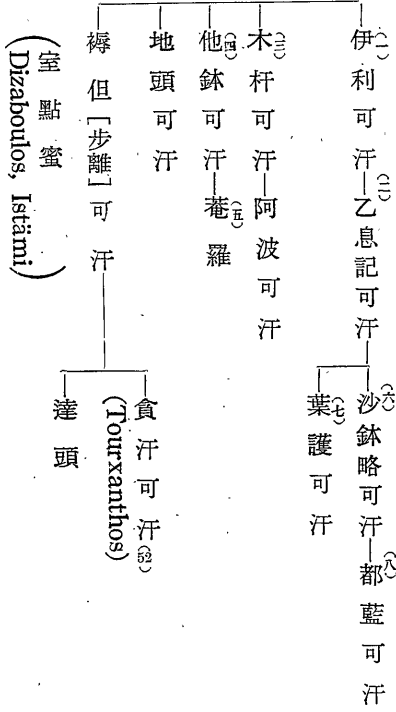
俟叔 (水扞可汗)

さて、隋書突厥傳には、木汗可汗が卒し、その子大邏便を描いて弟佗鉢可汗（\*Tapar, Tāpār-qarān）が立つた時の事として、「佗鉢以攝圖爲爾伏可汗、統其東面、又以其弟褥但可汗子、爲步離可汗、居西方」とあるが（Ⅱ圖）、北史突厥傳は、上掲記事を、「他鉢以攝圖爲爾伏可汗、統其東面、又以其弟褥但可汗爲步離可汗、居西方」としてゐる（Ⅴ圖）。かくて、「兩者の記事の著しい違ひは、北史が西面の支配者を他鉢の弟即褥但可汗であるとしてゐるのに對し、隋書はこれを褥但可汗の子步離可汗としてゐる點であるが、この關係はどう解すべきであらうか」との疑問が起る。伊瀨氏はこれを次の如く解いて行かれる。周書卷十楊忠傳には、「保定三年（五六）」突厥木汗可汗、控也頭可汗・步離可汗等、以十萬騎來會」とあり、また、資治通鑑卷一陳紀三にも略同じ記載があつて、木汗可汗治世に既に步離可汗の存在した事を傳へる。上の也頭可汗とは、周書卷三楊若傳に、「突厥可汗（木汗）弟地頭可汗阿史那庫頭、居東面、與齊通和、說其兄、欲背先約」とある東面可汗地頭可汗阿史那庫頭（弟）と同一人物であるから、木汗可汗は漠北支配の爲に、弟の地頭可汗を東面に居らしめて東面可汗とした事が分るが、トルキスタン、即ち西面の可汗には、資治通鑑上引の條に胡三省（弟）が、「木杆分國爲三部、木杆牙帳居都斤山、地頭可汗統東方、步離可汗統西方」と注する如く、步離可汗を任じてゐるのである。つまり、佗鉢即位の際に「西方」に居らしめられたといふ步離可汗とは、正しく此の木汗治世下の「西方」の步離可汗の事に相違ない。だとすれば、褥但可汗と步離可汗とを父子と考へる隋書の記事は誤りで、「北史に傳へるごとく褥但と步離とを同一人」とすべきなのである。即ち、步離は木汗治世から地頭可汗と共に活躍し、木汗の死後、佗鉢治世中も引き續き、「西面の可汗として、地頭に次いで東面可汗となつた攝圖とともに、突厥の兩翼を主つてゐた」のである。従つて、「周書（弟）や隋書（弟）の突厥傳に、他鉢のとき始めて步離可汗が出現したごとく記載してゐるのは、步離可汗の別名が褥但可汗であつた事を知悉しなかつた」からである。かくて、步離可汗（褥但可汗）が、「木杆・他鉢の二代にわたつて西面可汗」であつた事、また一方、Dizabowios がエフタ

ル討伐後、「突厥の西翼に位置して」ゐた事、此の二事から、褥但步離と Dizaboulos とは恐らく同一人物で、室點蜜もこれに合致すると考へるのは極めて自然である。その上、音韻上から見ても、「褥但步離」は Dizaboulos に、「褥但」は「室點」に（「蜜」は「君」を意味する bey）、夫々對應するのである（Ⅶ圖）。

以上が、「突厥」初期の可汗系譜に關する伊瀨説の概要であるが、同説の最も重要な根據の一は、隋書突厥傳の記載（Ⅱ圖）を捨て、北史突厥傳のそれ（Ⅶ圖）を採用された事に在る。此の兩書間の全般的な關係に就いては、既に趙翼が、「北史於魏・齊・周正史、間有改訂之處、惟於隋則全用隋書、略爲刪節、並無改正、且多迴護之處」（二十二史劄記卷十三）と指摘してゐるが、問題を突厥に關する事項に限つても、北史の記事の總てが隋書のその節略でなければ踏襲で、脱誤の箇所も

Ⅶ圖 (伊瀨説)



頗る多い。對校の結果を一々掲げるべきであるが、煩雜に亘るので、此處では唯一・三例を擧げるに止める。先づ隋書突厥傳に、「沙鉢略可汗」由是悉衆爲寇、控弦之士四十萬、上令柱國馮昱屯乙弗泊、蘭州總管叱李長義守臨洮、上柱國李崇屯幽州、達奚長儒據周槃、皆爲虜所敗」とある「上令云々」以下を、北史突厥傳は、「上令柱國馮昱屯乙弗泊、蘭州總管叱李崇屯幽州、達奚長儒據周槃、皆爲虜敗」に作つてゐるが、これは北史が、「叱李長義」と「李崇」との「李」字に惑はされて、「叱李長義」の「長」字或は「李」字より、「上柱國李崇」の「李」字或は「國」字迄の九字を脱落せしめたものに外ならな<sup>(53)</sup>。

更に問題を、可汗の系譜のみに絞つて見ると、既に擧げた如く、北史は初期三代のそれに關して、IV・V二様の傳へを掲げてゐる。此の内V圖では、伊利・乙息記の關係を父子として捉へてゐるに對し、隋書(II圖)では兄弟と考へてゐる。これは既に松田氏の指摘された如く、父子と見る方が正しいのであつてこれだけ見ると、史料としては北史が隋書より優つてゐるかの如く受け取れる。然し、北史が兩者を父子として記載したのは、その部分が周書(II圖)からの全面的な踏襲に過ぎぬからであつて、別に北史の創見ではない。北史は別に、兩者を兄弟と見る隋書の記事を、殆ど其儘IV圖として採用してゐるのである。つまり北史は、隋書の記載(II圖)と周書のそれ(II圖)とを無批判に踏襲して、なまの儘で別々に掲載し、四代可汗佗鉢以下は、隋書の記事を、周書のそれに繼續せしめて行つたに過ぎないのである。要するに、



なる關係が成立するのであつて、北史突厥傳は、此の問題に關する限り、周・隋兩書から獨立した史料とは認め難いのではないか。

可汗位繼承に就いての今一つの兩書間の相異は、沙鉢略可汗が卒し、結局その子雍虞閭を措いて、弟の「葉護處羅侯」が立つた際の事を、隋書が「處羅侯竟立、是爲葉護可汗、以雍虞閭爲葉護、遣使上表言狀」と傳へるのを、北史には、「處羅侯竟立、是爲葉護、遣使上表言狀」とある點である。此處に所謂沙鉢略の弟「葉護處羅侯」とは、隋書<sup>卷五</sup> 達爰長儒傳に、「開皇二年、突厥沙鉢略可汗、并弟葉護及潘那可汗、衆十餘萬、寇掠而南」とあり、同じく隋書<sup>卷四</sup> 虞慶則傳に、開皇四年、虞慶則と長孫晟とが沙鉢略可汗攝圖の牙所へ使した事(隋書卷五一長孫覽傳附傳長孫晟傳)を述べて、「攝圖及弟葉護皆拜受詔」とある。「葉護」であるが、隋書長孫晟傳によれば、長孫晟が千金公主を送つて突厥に往來した大象二年(五八〇)の頃に(周書卷七、宣帝紀)、攝圖の弟處羅侯は「突利設(\*Tolis'gad)」を號してをり、開皇七年(五八七)、沙鉢略が卒するや、彼を拜して「莫何可汗」としたと言ふ。上述の達爰長儒傳に見えた沙鉢略可汗の侵寇は、開皇二年(五八二)十二月の事であるから(隋書卷一、高祖紀上)、處羅侯は五八一—五八二年の頃に「突利設」から「葉護(yalnu)」に轉じたと言ふ解釋も成り立つが、「突厥」に於いては二つの官稱號を併せ有する場合が多いから、強ひて轉じたと解するには及ばない。然し何れにせよ、處羅侯が、少くとも開皇二年十二月から、同七年四月沙鉢略の卒する迄(隋書高祖紀上)、「葉護」を號してゐた事は確實である。隋書突厥傳に、彼が立つて「葉護可汗」と稱したと傳へるのは、恐らく、彼が即位前に「葉護」であつたからで、長孫晟傳の傳へる「莫何可汗(\*Bara qaran)<sup>56)</sup>」が隋から長孫晟を通じて與へられた可汗號なのであらう。此の様に、處羅侯が既に「葉護」であつたとすると、北史突厥傳に、「處羅侯竟立、是爲葉護」と言ふのは謂はれなき事で、これは「葉護」の字に惑はされて、隋書中の、「可汗以雍虞閭爲葉護」、或ひは、「葉護可汗以雍虞閭爲」の九字を脱落せしめたものと考ふべきである。

以上、唯二・三例を擧げて考へた如く、北史突厥傳の記事は、隋書突厥傳のその節略・踏襲でなければ、脱誤が多く、それを其儘獨立した史料として用ひるのは危険極りなしと言はざるを得ない。此の如く、他に傍證の存せざる限り、隋書突

厥傳の記載を捨て、北史突厥傳のそれを採る謂はれが毫も存しないとすれば、北史に、「以其弟褥但可汗、爲步離可汗」といふのは、隋書に、「以其弟褥但可汗子、爲步離可汗」とある「子」字の脱落と見做すべきである。通典卷一突厥上條、冊府元龜卷九外臣部繼襲條、資治通鑑卷一陳紀五、更には文獻通考卷三突厥上など、總て隋書と同じく步離を「褥但可汗の子」としてをり、步離と褥但とを同一視するのは、ただ北史のみなのである。

上の事を積極的に裏づけるものとして次の事實がある。即ち、隋書突厥傳には、沙鉢略可汗攝圖即位の際の事として、「國中相與議曰、四可汗之子、攝圖最賢、因迎立之」とあるが、此の「四可汗之子」とは、當然、當時の、可汗候補者たり得る者を挙げたに相違なく、それは、時の東面可汗爾伏可汗攝圖・西方の步離可汗、そして、沙鉢略即位後阿波可汗（\*Apa qaran）となつて「所部」を領する事になつた大邏便、及び、他鉢卒後、一時可汗位を嗣いだが、大邏便の不満を制し得ず位を沙鉢略に譲り、第二可汗(88)となつて獨洛水（Tula-jugiz）に居る事になつた菴羅(隋書突厥傳)、此の四人の事に外ならぬ。従つてそれらの父、「四可汗」を史上に求むれば、それは胡三省の注する如く、「逸(乙息)可汗及木杆可汗・褥但可汗・佗鉢可汗」でなければならぬ。正しく步離可汗は「褥但可汗の子」なのである。若し、伊瀨氏の如く、褥但とその子步離とを同一人と見るならば、「四可汗」の比定に窮するのではないか。

次に、周書楊忠傳には、既に引いた如く、「保定三年(五六)」突厥木汗可汗控也頭可汗・步離(離)可汗等、以十萬騎來會」とあり、そして此の地頭可汗に就いて、同じく周書楊荐傳に、「突厥可汗(木汗)、弟地頭可汗阿史那庫頭、居東面、與齊通和」とあるによつて明らか如く、五六三年(木汗治世第十一年)に、木汗可汗・その弟東面地頭可汗阿史那庫頭と並んで、步離可汗の存在してゐる事は、何等疑ひなき事實である。所が一部既に舉げた如く、隋書突厥傳には、「木杆在位二十年卒(二五七)、復捨其子大邏便、而立其弟、是爲佗鉢可汗、佗鉢以攝圖爲爾伏可汗、統其東面、又以其弟褥但可汗子、爲步離可汗、居西方」とある

つて、佗鉢の弟褥但の子、つまり佗鉢可汗の甥が、五七二年に步離可汗となつてゐる。此の隋書の記事を捨て、北史のそれを採用すべき積極的理由のない以上、否、隋書の記事をこそ採用すべき根拠のある以上、上の事實も亦疑ふ事は出来ない。そして更に、佗鉢卒時に於て、「攝圖長、而且雄、國人皆憚、莫敢拒者」とあるのを主證とし、また、「四可汗之子攝圖最賢」(隋書突厥傳)とあるのを傍證とすれば、攝圖が最年長、つまり、褥但可汗の子步離より「長」であつたのであるから、その步離可汗が既に木汗治世に、「步離可汗」として現はれるとは思はれぬ。史料を此の如く忠實に解すれば、木汗治世の步離可汗と、佗鉢即位時の步離可汗とは、伊瀬説の如く「同輩行」に屬するどころか、却つて「異輩行」に屬してゐたのであり、此の兩人は別人と考ふべきなのである。尤も胡三省は、「資治通鑑陳紀三、天嘉四年(保定三、五六三)」に於ける、「突厥木杆・地頭・步離三可汗、以十萬騎會之」の條に、「木杆分國爲三部、木杆牙帳居都斤山、地頭可汗統東方、步離可汗統西方」と注し、木汗治世第十一年(五六三)に於ける步離可汗と、その十年後、五七二年に「西方」を統べる事になつた步離可汗——褥但可汗の子——とを同一視するかの如く述べてゐるが、若し彼がさう考へたとすれば、それは速斷であつて、史料的にこれを確めるものは何等存在しない。

思ふに、此の「步離」なる語が、外に、附離・步利・附鄰なども寫される、突厥語 *Boiri* の音譯である事は、周書突厥傳・通典突厥上條(及び册府元龜卷九六二外臣部官號條)などに指摘されてゐて、今更言ふ迄もない。此の如く、可汗其他の官稱號上に、「狼」を冠した理由として、周書はその狼祖説話と結びつけ、通典は狼の「貪殺」(貪殺)を擧げてゐるが、何れにせよ、遊牧國家「突厥」に於いて、狼の持つ特殊性に由來してゐる。そして通典に、「有時置附鄰可汗」とあるによれば、「狼」可汗は一人ならず存在したのであり、木汗治世の五六三年と、その十年後の佗鉢即位時とに、夫々「狼」可汗がゐたとしても毫も怪むには足らぬ。次に伊瀬氏は、氏の所謂「褥但步離」と、西面可汗たる *Dizaboulos* 即ち室點蜜(瑟帝米) = *Isami* とを同一視する根

據として、步離可汗が「西方」に居らしめられた事實、直接には胡注の、「木杆分國爲三部、木杆牙帳居都斤山、地頭可汗統東方、步離可汗統西方」なる記事を擧げ、此の「西方」こそ取りも直さず「西面」、従つて後の西突厥を指すと見てをられる。胡三省が上の如く斷言したのは、佗鉢治世に「西方」に居た言はば二代目步離と、木汗治世の言はば初代步離とを同一視したからではないか、と思はれ、此の記事は其儘には信じ得ないので姑く措き、此處では、隋書突厥傳に言ふ如く、佗鉢の即位(五七)に當つて、步離可汗(二代目)の駐する事になつた「西方」に就いて考へたい。さて、當代の記録に於いて、トルキスタン居住の突厥、乃至その地域を指すには、五八三年(66)のその名目的分裂以後は、「西突厥」の語が用ひられたのは勿論であるが、その他に、「西面」・「葉護」・「十姓」・「西蕃」などの語を以てした事が多い。差當り此處では「西面」に關して述べると、例へば、隋終南山龍池道場釋道判傳に、高昌を経て「至西面可汗所」とあり、隋書突厥傳に、「達頭者名玷厥、沙鉢略之從父也、舊爲西面可汗」とか、「公主復與西面突厥泥利可汗連結」とかあり、同じく隋書<sup>卷八</sup>北狄傳西突厥傳に、裴短の言として「射匱者、都六之子、達頭之孫、世爲可汗、君臨西面」とか、また、「西面突厥處羅多利可汗」(隋書<sup>卷三</sup>)の語として「臣總西面諸蕃」とかあり、更にはまた、唐京師勝光寺中天竺沙門波頗傳(續高僧傳<sup>卷三</sup>)に、「乃與道俗十人、展轉北行、達西面可汗葉護衙所」などある。然るに、トルキスタン地方を、其處に居住する突厥との關聯に於いて呼ぶ場合、「西方」の語を以てした例は、管見の及ぶ限りは存在しない。即ち、當時の記録では、「西面」を以て稱した事はあるが、「西方」の語によつて確實にそれと指した事はない、つまり、突厥に關する限り、「面」字と「方」字とを區別して用ひてゐるのである。然るに、前掲の隋書突厥傳には、「佗鉢以攝圖爲爾伏可汗、統其東面、又以其弟褥但可汗子爲步離可汗、居西方」とあつて、明らかに「西方」と言ひ、「東面」・「西方」と、「面」・「方」二字を嚴密に使ひ分けてゐる。此の點に關しては、通典突厥<sup>上</sup>條、北史突厥傳、冊府元龜外臣部繼襲條も全く同様である。唯、資治通鑑のみには、陳紀<sup>五</sup>太建四年(五七)の條に、



「佗鉢以攝圖爲爾伏可汗、統其東面、又以其弟褥但可汗子爲步離可汗、居西面」とあつて區別が見られないが、これは編者の速断か恣意、乃至は傳寫の誤であつて、隋書・通典其他を捨て、此の記事のみを信ずる謂はれない。此の様に、少くとも當時の記録に於いて、「方」字と「面」字、つまり「西方」と「西面」とが區別して用ひられてゐたとすれば、上掲隋書突厥傳に所謂「西方」とは、中央都斤山(Utikan yis)の「西方」、つまり、ウチケテン山と、「西面」との中間の謂に外ならずと思考され、其處に居住した步離可汗を、直ちにトルキスタンユルドゥズの「西面」可汗に結びつけんとする事は、武斷の沙汰と言はざるを得ない。思ふに、本來「突厥」國家の「西面」の經略・統治に當るべきであつた「西面」可汗の勢力は、後述する如く、木汗可汗の治世に於いて既に強大となり、「突厥」大可汗の統制から脱して、實質上は獨立の形勢となつたので、それに代つて、「西面」可汗統治下のトルキスタンを除く「突厥」領——後の東突厥領——の「西方」統治の爲に、步離可汗が置かれてゐたものと考ふべきである。

その上、Dizaboulos、また室點蜜(瑟帝米) = Istämi が伊利可汗土門の弟に當る事は疑ひなき事實であるから(通説、松田新唐書突厥傳下)、伊瀨説の如く、褥但 = Dizaboulos = 室點蜜(瑟帝米) = Istämi なる等式が成立するとすれば、褥但も伊利の弟といふ事になる。そして、此の褥但は佗鉢の「弟」で(隋書突厥傳)、佗鉢はまた木汗の「弟」であるから(周書・隋書突厥傳)、伊利・木汗・佗鉢・褥但は總て兄弟關係に立たざるを得ない。所が伊瀨氏自身も考證してをられる如く、乙息記が、周書突厥傳の傳へる様に伊利可汗土門の「子」である事は確實であるから、木汗可汗は乙息記可汗の父の弟、つまり「叔父」といふ事になる(Ⅶ圖)。だとすれば、俟斤(俟斗)つまり木汗が乙息記(逸)の「弟」であつたといふ、周書・隋書突厥傳の記載は誤謬なのであるか。勿論、氏はこれを誤謬なりと斷定されるのであるが、その理由として、隋書突厥傳の、「我突厥、自木汗可汗以來、多以弟代兄、以庶奪嫡、失先祖之法」なる記事を引かれる。これは、沙鉢略可汗攝圖が死に臨んで、その子雍虞閭を捨

て、弟の處羅侯を立てん事を遺令した際、處羅侯が雍虞間と言つた語の一部で、「突厥」可汗位を兄より弟に相續せしめるに至つたのは、「木杆可汗より以來」の事であつたといふのである。伊瀨氏は、此の「自木杆可汗以來云々」の語を、「木杆が嫡子に當る大邏便を以て弟の佗鉢に讓位したことを指したものと考へ、從つて木汗以前は兄弟相續は行はれなかつた、故に木汗は乙息記の「弟」に非ずと斷じられるのである。然し、此の處羅侯の語を、上の様に考へるのは伊瀨氏の誤解で、これは、第二代可汗乙息記（逸）可汗科羅卒時の事として、隋書突厥傳に、「逸可汗」病且卒、捨其子攝圖、立其弟、俟斗、稱爲木杆可汗」と言ひ、周書突厥傳に、「科羅死、弟、俟斤立、號木汗可汗」とあり、更に北史突厥傳に、兩書を綜合して、「阿逸可汗」病且卒、捨其子攝圖、立其弟、俟叔、稱爲水杆可汗」とある如く、第三代可汗木汗可汗に至つて始めて彼が「弟」の身を以て「兄」の可汗位を相續した爲にかうした例が開けた事、續いて、此の木汗が卒して、「木杆在位二十年卒、復、捨其子、大邏便、而立其弟、是爲佗鉢可汗」（隋書突厥傳）、「俟斤（木汗）死、弟、他鉢可汗立」（周書突厥傳）とある如く、復、佗鉢が「弟」の身を以て「兄」を繼いだ事、此の二つの事實を指したものに相違なく、伊瀨説の如く、後者の例だけを言つたものではない。若し伊瀨説に據るならば、「弟を以て兄に代」へたのは、此の佗鉢が木汗を繼いだのに始まり、然も、此の例唯一つしかない事になり、佗鉢が立つた時の事を、隋書突厥傳が、「復、捨其子大邏便、而立其弟、是爲佗鉢可汗」と傳へる「復」字、同じく隋書突厥傳の處羅侯の言に、「自木杆可汗以來、多以弟代兄」とある「多」字の説明に窮するであらう。「復」とあるは、その前に、「弟」木汗が「兄」乙息記を繼いだ事例が存するからであり、「多」とあるは、木汗が乙息記に代り、佗鉢が木汗に代つた二例が存するからである。然りとすれば、第三代可汗木汗が第二代可汗乙息記（逸）の「弟」であつたとする隋書・周書（北史）の記事を疑ふべき理由は全くない。況んや、木汗を乙息記の「叔父」とするが如き史料の全然存在せざるに於てをや。

そして最後に、沙鉢略可汗攝圖が乙息記の子、伊利の孫である事は確實であるから、伊瀨説によれば伊利の弟木汗の子たる大邏便、同じく伊利の弟佗鉢の子たる菴羅の輩行は、攝圖のそれより上となる（Ⅶ圖）。所が、隋書突厥傳によれば、佗鉢の卒時に於いて、「攝圖長而且雄、國人皆憚、莫敢拒者」といふ。これは攝圖が、時の可汗位候補者より「長」じてゐた事を傳へたものに相違なく、普通に考へれば、上の伊瀨説の結論を否定するものではあれ、決して積極的に裏づけるものではない。

伊瀨説は、此處に至れば全面的に崩壊せざるを得ないのではなからうか。音韻の類似——それとて相當無理ではあるが——の如きは、此處に於いては些末の問題に過ぎない。

以上、「突厥」初期の可汗系譜に關する伊瀨説を批判しつつ、見解を述べて來たが、要するに、「突厥」初期三代可汗治世に於ける諸可汗の系譜に就いては、前掲Ⅰ圖の通説に従ふものである。整理・補足しつつ簡單に述べると以下の如くである。

### 三

土門は既述の如く五五二年に蠕蠕を擊破した直後に伊利可汗を號したのであるが、恐らくそれより遠くは隔らざる時期に、彼の弟「炯眼にして機敏なる」<sup>(76)</sup> Dizaboulos (Siziboulos) は西方に發展してトルキスタン經略を行ひ、その勢の極まる所、遂にエンタルを破つてユルドゥズに牙庭を定めた。此のエンタル擊破は、Chavannes は五六三—五六七年の間と考定してゐるが、釋道判傳には、彼が保定二年<sup>(76)</sup>（五六）から「兩載を経逾し」た直後に、高昌を経て「西面可汗所に至」つた事が見え、高昌はその頃、「突厥に附庸し」てゐたと言ふ。此の「西面可汗」は Dizaboulos の事であらうから、彼の經略は此の

當時相當進んでゐたと見ねばならない。何れにせよそれは、蒙古高原では伊利可汗の子、Dizabouos の甥、木汗可汗の治世に當つてゐる。此の木汗可汗の勢力は、「木汗」乃率兵擊鄧叔子(蠕)滅之、叔子以其餘燼來奔、俟斤(木汗)又西破嚙噠、東走契丹、北并契骨、威服塞外諸國、其地東自遼海以西、西至西海萬里、南自沙漠以北、北至北海五六千里、皆屬焉(周書突厥傳參照)と傳へられ、兎も角、木汗治世が「突厥」勢力の飛躍的發展期であつた事だけは窺へる。然し此處に、木汗自身が嚙噠を破つたと言ふのは嚴密に言へば誤りで、エフタル服屬の功がその叔父 Dizabouos に歸せらるべき事は、諸先輩も説き、上にも一言した如くである。つまり上掲史料は、木汗治世に行はれた經略・征討を綜合的に記したものに過ぎない。「西破嚙噠」にして既に然りとすれば、「東走契丹」の語もこれを額面通りに受取つて、木汗自身が契丹の經略に當つたと解するには及ばない。木汗は上の蠕蠕擊破の直後にその牙庭を都斤山(ウチケン)に定めたらしく思はれるか(周書突厥傳)。「東面」の、契丹をはじめとする諸族の征討には、主に、既述の周書楊若傳・楊忠傳に見える「突厥可汗」木汗の「弟」で、「東面に居」た「地頭可汗阿史那庫頭(弟)」をして當らしめたと推定されるのである。釋道判傳に所謂「西面可汗」Dizabouos が、エフタルなどの西方諸族の服屬を擔當してゐたとすると、契丹などの居住する東方諸地域への拓境が、中央ウチケン山を挾んで「西面可汗」と對蹠的位置——「東面」——に在つた「東面可汗」地頭可汗阿史那庫頭に主として委任されてゐたと考へるのは、極めて自然であらう。そして中國軍との協力による吐谷渾征討には木汗自身が直接參加してゐる(周書卷二八史寧傳、卷五〇異域傳下吐谷渾傳)から、「西面」のトルキスタン、「東面」の東方諸族以外は、木汗自身が主に、經略に當つたのかも知れぬ。前掲周書・隋書突厥傳に綜合的に敘述された木汗治世下の國力發展は、此の如くして行はれたのである。

然し既述の如く、木汗治世には上の三可汗の外に、保定三年(五六)、木汗・地頭兩可汗と共に周軍に來會した系譜不明の步離可汗(初代)が存在した。そして此の木汗の卒時、佗鉢即位時(二七)に、褥但可汗の名が見えるから、此の褥但も木汗治

世下の可汗の一人であつたと考へられる。更に考察を進めると、此の褥但可汗の子供が、既述の如く後に二代目步離可汗となつて「西方」に屯してゐる事、上述の木汗治世下の系譜不明の初代步離可汗が、中央の木汗・「東面」の地頭と共に現はれ、彼は或ひは「西方」に居たのではないかと思はれる事、及び、「突厥」に於いては子供が父の官稱號を其儘繼承する例の多い事<sup>(81)</sup>、最後に、「西面」可汗の、大可汗統制下より離脱の形勢が顯著になるのは、後述する如く此の木汗治世下に於いてである事、此の四つの事實から考へると、褥但は別號「狼」可汗つまり步離可汗を號して、木汗の治世下に、「西方」——ウチュケン山と「西面」——との中間——に居たのではないか、そして、佗鉢は即位に當つて、此の褥但の子供に、父の號たる步離可汗を世襲せしめて、引續き父の分地「西方」に居らしめたのではないか、そして最後に、此の褥但の別號步離可汗こそ、保定三年、中央の木汗・「東面」の地頭と共に來會した、系譜不明の初代步離可汗に當るのではないか、との推定に導かれるのである。伊瀨氏は、褥但可汗とその子步離可汗とを直ちに同一人と考へられたのであるが、今の推定によれば、褥但も別に、步離可汗を號してをり、その子は、父の號と分地とを繼いだに過ぎぬのである。此の推定にして幸に誤りなしとすれば、前節の冒頭に掲げた五六八年(木汗治世第一六年、そして保定三年より六年後)頃の突厥の政狀に就いて語る Maniach の語中の「四人の首長」とは、ウチュケン山に治する大可汗木汗、その弟東面可汗たる地頭可汗阿史那庫頭、ウルドゥズの西面可汗 Djaboulis (Silziboulis)、そしてウチュケン山の「西方」、ユルドゥズとの中間に居た木汗の弟褥但つまり初代步離可汗、此の四人を指したものであると思はれるのである。尤も、褥但の別號を「狼」、步離と考へるのは、極めて有り得る事にせよ、飽く迄推定に止まり、確實なる斷定は困難である。従つて慎重を期すならば、褥但と初代步離とを別人と見て、Maniach の所謂「四人の首長」とは、木汗・地頭・Djaboulis・初代步離・褥但の五人の内——然も恐らくは褥但・步離の内——何れか一人を脱落せしめたものとも考へられる。<sup>(82)</sup>

以上何れにするも、木汗治世(五五三—五七二)の二十年間に、少くとも四人乃至五人の可汗が「突厥」領の各地に存在して、「諸面の部落」を統べてゐた事、此の事だけは確實な事實と言はねばならぬ。

では次に、此等四—五人の可汗は、相互に如何なる勢力關係に在つたか。勿論中國の所傳によつて明らかな如く、中央のウチェタン山に治する木汗、更に遡れば伊利・乙息記が、「全突厥の最高首長」<sup>(84)</sup>大可汗で、西面可汗・東面可汗が、「突厥大可汗の下に屬して」、西面・東面の「統治に當つた」<sup>(85)</sup>小可汗である事は、Chavannes・松田氏の説く如くである。然しこれは飽く迄形式的な關係に過ぎず、實質的なそれをも、これで割切る事は危険である。此の問題に就いては、既述の如く、Mender Protector によれば、Maniach は「全國民に對する最高權力は Dizaboulos にのみ在る」と答へ、Tabari も「Singhū (Siziboulos) 可汗は全トルコ人中で一番豪膽で一番權力があり、一番多くの軍隊を持つてゐた」と傳へてゐる。<sup>(86)</sup> 此等の記載に就いて、松田氏は、結局、「その子 Tartou (達頭可汗)の頃の情勢から」<sup>(87)</sup>の推定によつて、「Dizaboulosはその所領の關係上頗ぶる強大な勢力を有するに至り、大可汗に比敵するのみならず、なほこれを凌ぐ程となつた」として、<sup>(88)</sup> 彼等の言を肯定されたが、これに對して伊瀨氏は、Maniach の「ローマ皇帝に對する應答には、Dizaboulos の威力を實際以上に誇張し」、「絹貿易の販路」擴大といふ「本來の目的を達せんとする意圖が大いに作用してゐたと見るべきで、これを全的に肯定することは出来ない」と結論された。<sup>(89)</sup> 果して如何に考ふべきか。

次に、上述の Dizaboulos からの Maniach 遣使に應じて、Justin 二世は、その治世第四年(五六)の末頃に、Zemarchos を Dizaboulos の許へ派遣したが、この Zemarchos 一行は、東ローマへの歸途、Oich 河を渡り、Ich 河・Datch 河を経て Patla 河に達し、それから Ugur 人の許へ着いた。すると彼等は、四千人のペルシア人が Koplen 河畔の藪中に待伏せして、一行の通過を襲はうとしてゐる事を告げた。その地は Dizaboulos の領土支配の任に在つた Ugur 人の首長は、革囊

を水で充たして Zemarchos 一行に與へ、水無き地方を通る際の用意としてやつた」と言ひ、それから一行が Alan 人の許へ到達し、その王から、トルコ人の使節が武器を解く迄は謁見を許されなかつた事が傳へられてゐる。Yule・白鳥博士の考へられた如く、此處に所謂 Oich 河が Syr-Darya Ich 河が Emba 河 Daich 河が Ural 河 Atila 河が Wolga 河として Kopan 河が Kuban 河に當るとすれば、少くとも Wolga 河に近い Caspi 海北・西に據つた Ugur 人(隋書北狄傳)の住地に至る迄が「Dizaboulos の領土」でその威令に服し、その西南の Alan 人(隋書鐵勒傳)は其の勢力外に在つた事を知るのである。尤も、上に「Dizaboulos の領土」と言ふ「領土」なる語の嚴密な規定は、松田氏の説かれる如く、「西方諸國に對する突厥の政策などを考へ」ぬ以上、輕々しく下すことは出來ぬ。然し少くとも、遙かカスピ海北・西の Ugur 人の住地迄は Dizaboulos の勢力範圍内に在つた事は、その首長が「その地で Dizaboulos の領土支配の任に在つた」事や、彼等の使節に對する好意的態度から見て、認めざるを得まい。(補註)「全」突厥國民に對する最高權力は Dizaboulos にのみ在り、「Singiu 可汗は全トルコ人中で、一番豪膽で、一番權力があり、一番多くの軍隊を有してゐた」か否かは尙ほ疑はしいにしろ、實質的には、彼が大可汗のそれに少くとも匹敵し得る勢力の持主であつた事は確實である。つまり、西面可汗が大可汗統制下より脱し、後に西突厥として形式的にも獨立する勢は、既に此の木汗治世に於いて現はれてゐるのであつて、木汗がその弟褥但を、初代步離可汗として、「西方」に屯せしめたと推定される一つの理由も此處に在るのである。

大可汗木汗と、西面可汗 Dizaboulos (Sizaboulos, Singiu) との間の、形式的關係と實質的關係とは、嚴に區別して考へられねばならぬ事、以上の如くであるとすると、同じく木汗と、他の二―三可汗―特に東面可汗―との間にも同様な關係の存在する可能性はある。然しこれに就いては、西面可汗に於けるが如く、明確にそれと示す史料が存在せず、遺憾乍ら全く不明と言ふ外ない。

然し、上述の如く、形式的には「大可汗」隸下の西面可汗が、實質的には、その「大可汗」とも匹敵し、或はそれを凌ぎ得る勢力を有してゐたといふ事は、此の西面可汗が、既述の様に、主として「西面」、トルキスタン地方の經略に當り、その服屬後は、その地の言はば遊牧的「封建」諸侯として、大可汗とは獨立的、或ひは半獨立的に、「分地」下の諸族を統治してゐた事實——勿論、大可汗に協力する場合はあれ——の反映に外ならないのである。此の事情は、恐らく他の東面可汗阿史那庫頭・褥但可汗、若しくは初代步離可汗、廣く言へば、後述する諸可汗に就いても略同様であつたと思はれ、「突厥」國家の性格を考へる上に、極めて重要な事實と申すべきである。

## 四

さて、木汗が卒して(五七)、次に佗鉢(Tapar, Tāpar-garan)の立つた時の事として、既に屢引いた如く、「佗鉢以攝圖爲爾伏可汗、統其東面、又以其弟褥但可汗子爲步離可汗、居西方」(隋書突厥傳)とあるによつて、佗鉢は自分の長兄たる第二代可汗乙息記の子、自分の甥攝圖を東面可汗とし、自分の弟褥但(初代步離)の子、同じく自分の甥を二代目步離可汗として、「西方」に居らしめた。そして此の時には、ユルドゥズに西面可汗 Dizaboulos が尙ほ健在であるから、畢竟當時の「突厥」には、「東面を統ぶ」る爾伏可汗攝圖、ウチェケン山の大可汗佗鉢、その「西方に居」る二代目步離可汗、更にユルドゥズの Dizaboulos (Siziboulos)、此等四人の可汗がゐたわけである(I圖)。そして、「達頭者名玷厥、沙鉢略之從父也、舊爲西面可汗」(隋書突厥傳)とある如く、達頭 (Tardou) が「西面可汗」であつたのは、彼の父 Dizaboulos が五七五年末か五七六年初(佗鉢治世第四十五年)に死んだ時、父に代り立つたからに外ならぬ。そしてその五七六年、東ローマ皇帝 Tiberius 二世 (Tiberius Constantine) から突厥に使した Valentine は、「突厥」の全版圖が八人の首長によつて分割統治されてゐた



事を傳へてゐるが、此の「突厥の全版圖」が後の東突厥領をも含むものとすれば、此の「八人」の中には前述の四可汗が含まれてゐると見てよからう。

次に、此等諸可汗相互の勢力關係に就いてであるが、先づ西面可汗 Djaboulos が持つてゐた大可汗とも匹敵し得る實勢力は其儘保持され、更に強化されたとも考へられる事は、後の沙鉢略攝圖治世に關し、「玷厥(頭)之於攝圖、兵強而位下」と言ふ長孫晟の言(隋書長孫晟傳)によつて明らかであるから姑く問題外とし、他の三可汗に關して述べる事にする。此等三可汗の内、形式的には佗鉢が大可汗で、他は小可汗であつた事は、中國諸史料によつて明らかで、また通典突厥上條の原注に「爾伏與步離皆小可汗」とあり、資治通鑑卷一七五陳紀九太建十三年條の胡注に、「攝圖爲小可汗、統東面部落」とある如くであるが、形式的關係が其儘實質的關係を示すとは限らぬ事、既に西面可汗に關して見た如くであるから、此の實質的勢力關係に就いては別途の考察を必要とする。

さて、此の大可汗佗鉢が卒した際、その子菴羅と、木汗の子大邏便とが次代可汗として問題になり、先づ大邏便を立てんとしたが、その母の出自が賤なる爲、衆は之に服さず、出自の貴なる母を持つ菴羅を重んじてゐた。その場に「最後に至つた」東面可汗たる爾伏可汗攝圖は、「若立菴羅者、我當率兄弟以事之、如立大邏便、我必守境、利刃長矛、以相待矣」なる言辭を弄し、彼攝圖は「長而且雄」で、「國人皆憚、莫敢拒者」といふ状態であつたので、その言に従つて菴羅が嗣立した。所が此の菴羅は大邏便の不満を制し切れず、遂に可汗位を攝圖に譲つたのであるが、その際の事として、「國中相與議曰、四可汗之子、攝圖最賢、因迎立之」とある(隋書突厥傳)。此處に「長而且雄」といふのは、佗鉢無き後の「突厥」に於て「長而且雄」であつたといふので、「四可汗之子、攝圖最賢」、「國人皆憚、莫敢拒者」の語と表裏一體をなすものである。そして此の四可汗とは、既述の如く、乙息記・木汗・佗鉢・褥但の謂であらうから、乙息記の子攝圖は、木汗の子大邏便・佗鉢の子菴羅・

褥但の子二代目步離より「賢」、また「長而且雄」であつたといふのである。此の如く、佗鉢卒時に於て、「雄」「最賢」にして、「國人皆憚りて敢て拒む者」のなかつた攝圖の勢力の中には、彼が爾伏可汗として「東面を統」ぶる間に蓄へ來つたものも存すると見て誤りなく、先の脅迫的言辭もさうした實勢力に支へられてゐたのである。然りとすれば、形式的には兎も角として、實質的に、東面可汗たる爾伏可汗攝圖の勢力が、必ず大可汗佗鉢の下に在つたとは言ひ切れぬであらう。

次に、大乘三聚懺悔經(大唐內典 錄卷五)によると、ガンダーラ出身の僧闍那崛多は、北周武帝の建德三年(五七)に始まる佛教

迫害を避けて歸國せんとする時、「突厥」領を通過したが、その際の事を、「路經突厥、遇值中面他鉢可汗、殷重請留云」と傳へてゐる。此の記載は、その後闍那崛多が、インドから東歸の途上で突厥中に在つた沙門實遠等と共に、開皇元年再び長安に歸つた際の記録に基いたものに相違ないから、その信憑性は高い。そしてそれによれば、佗鉢可汗は「中面」可汗であつたと言ふのである。此處に「中面」とあるのは、勿論彼が「東面」の爾伏可汗攝圖と、「西面」可汗 Diaboulos——達頭 (Tardou) との中間に位置したからでもあるが、殊更「中面」なる表現を取つたのは、單にそれだけの理由からとも受け取れない。これは恐らく、佗鉢が、形式的には「大可汗」で、東面・西面可汗はその配下に屬して東面・西面諸部落の統治に當る「小可汗」であつたのではあるが、實質的には、そのウチウケン山に牙庭を置く佗鉢も、東面・西面の可汗と並んで、單に中央——「中面」——諸部落のみを統ぶる可汗に過ぎなかつた事を示すもの、或ひは、闍那崛多が、佗鉢の實勢力をその様に評價した事を示すものに外なるまい。即ち、既に木汗の時から、大可汗と匹敵し得る勢力を有してゐた「西面」可汗 Diaboulos——達頭 (Tardou) と、此の佗鉢の卒時に、「雄」「最賢」にして、「國人皆憚りて敢て拒む者」なき勢力を備へてゐた「東面」可汗攝圖、此等兩人の中間に挟まれた形式的、「大可汗」佗鉢は、實質的には「中面」可汗たらざるを得なかつたのである。彼此考へ併はずならば、「突厥」大可汗佗鉢の權威・勢力は、東面・西面可汗に比してさほど大なるものであつたとは言

ひ切れないのであり、逆に言へば、小可汗自立の形勢は更に進展してゐたのである。次代(嚴密には一代經て)沙鉢略可汗の治世、早くも第三年(三八)にして、西面可汗が形式的にも大可汗の羈絆を脱して西突厥を成立せしめた事實に端的に表現される如き、「突厥」諸可汗相互の内紛は、かうした諸可汗隸下の實勢力に支へられてゐたと言へよう。「時佗鉢控弦數十萬」(隋書突厥傳)と見える「數十萬」は、佗鉢可汗にのみ獨占された「控弦」の士ではなかつた筈である。

## 五

さて、此の佗鉢が卒し、前述の如き經緯を経て沙鉢略(始波羅)可汗(\*Sshara-qayan)が立つたのであるが、その時の事を隋書突厥傳には、「沙鉢略」治都斤山、菴羅降居獨洛水、稱第二可汗、大邏便乃請沙鉢略曰、我與爾俱可汗子、各承父後、爾今極尊、我獨無位何也、沙鉢略患之、以爲阿波可汗、還領所部」とあり、大可汗沙鉢略は都斤山(Ujgin yis)に治し、第二可汗菴羅は獨洛水(Turla ūgiz)畔に居り、阿波可汗(\*Apa-qayan)大邏便は、「還りて所部を領す」る事になつたと(10)言ふ。此の内阿波可汗に就いては、隋書高祖紀(10)、開皇元年(五八)八月の條に、「突厥阿波可汗遣使貢方物」とあり、九月の條に、「突厥沙鉢略可汗遣使貢方物」とあつて、大可汗沙鉢略とは別に、彼が遣使してゐるのは、それが、大可汗から實質的には獨立の形勢に在つた事を示してゐる。此の獨立的態勢は、言ふ迄もなく彼の「所部」に支へられてゐたのであるが、その「所部」の位置に關しては、開皇三年五月(隋書高祖紀上)、阿波が涼州に入寇して、竇榮定の軍に敗れた際的事として、「時「長孫」晟爲偏將、使謂之(阿波)曰、攝圖每來戰、皆大勝、阿波纔入、便即致敗、此乃突厥之恥、豈不內愧於心乎、且攝圖之與阿波兵勢本敵、今攝圖日勝、爲衆所崇、阿波不利、爲國生辱、攝圖必當因以罪歸於阿波、成其夙計、滅北牙矣、願自量度能禦之乎」(隋書長孫晟傳)とあり、また、阿波の西走、「突厥」の分裂を述べて、「時攝圖與衛王軍遇、戰於白道、敗走、至

積、聞阿波懷貳、乃掩北牙、盡獲其衆而殺其母、阿波還無所歸、西奔玷厥(達)(上)とあるによれば、胡三省の「阿波建牙、在攝圖之北」と注する如く、それは、大可汗沙鉢略攝圖の治するウチェケン山の北方に在つたのである。そしてその「所部」の實勢力は、上掲長孫晟の語中に、「且攝圖之與阿波兵勢本敵」とある如く、一時は沙鉢略と匹敵する事さへあつたらしいのである。次に、西面可汗達頭に關しては、開皇元年(五八一)に於ける長孫晟の上言中に、「玷厥之於攝圖、兵強而位下(隋書長孫晟傳)とある如く、少くとも五八一年には、その兵勢は「位」の上なる、即ち形式的には「極尊(隋書突厥傳)」の大可汗沙鉢略のそれを明らかに壓してゐたのであり、これが、その父 Djaboulus から繼承され、更に發展させられたものである事は言ふ迄もなす。

以上四可汗の外に、「其(沙鉢略攝圖)弟處羅侯號突利設、尤得衆心、而爲攝圖所忌(隋書長孫晟傳)」とか、「長孫」晟先知、攝圖・玷厥・阿波・突利等叔姪兄弟、各統強兵、俱號可汗、分居四面、內懷猜忌、外示和同、難以力征、易可離間(上)とかあつて、沙鉢略可汗攝圖の弟處羅侯が突利設(Tolis sard)と號して、沙鉢略・達頭・阿波などと共に「各強兵を統べて」、「四面に分居」してゐた事を傳へてゐる。そして、長孫晟が開皇元年の上言中に沙鉢略攻略の策を述べて、「通使玷厥、說合阿波、則攝圖迴兵、自防右地、又引處羅侯遣連奚・霁、則攝圖分衆、還備左方、首尾猜嫌、腹心離阻云云(隋書長孫晟傳)」と言ひ、此の策が容れられて、「因遣太僕元暉、出伊吾道、後詣玷厥、賜以狼頭纛(中)、授長孫」晟車騎將軍、出黃龍道、齎幣賜奚・霁・契丹等、遣爲嚮導、得至處羅侯所、深布心腹、誘令內附(上)とあるので明らかになく、此の突利設處羅侯とは、西面可汗たる達頭可汗玷厥と對蹠的に、「東面」にゐた設(sard)で、東面諸部落―奚・霁・契丹其他―に臨んだ、殆ど前代の東面可汗に相當するものでなければならぬ。或ひは、その兄攝圖が東面可汗たる爾伏可汗の地位から、大可汗沙鉢略となつたその時に、兄に代つて「東面」の諸部落を統べる事になつたのではないかと思はれる。更に、開皇三年の突厥征討に關して、

「沙鉢略率阿波・食汗二可汗等、來拒戰、皆敗走遁去」(隋書突厥傳)とあり、また、「又有食汗可汗、素睦於阿波、沙鉢略奪其衆而廢之、食汗亡奔達頭」(同上)とあるによつて、その系譜は不明乍ら、「阿波に睦」にして、沙鉢略に快からざる食汗可汗なるものが「其衆」を有してゐた事が知られるし、また、その直前に於ける文帝の詔中に、「往年利稽察大爲高麗・靺鞨所破、娑毗設又爲紇支可汗所殺、與其爲鄰、皆願誅剿」(同上)とある、同じく系譜不明の紇支可汗も、同じく沙鉢略治世中の可汗の一人に加へ得るかも知れぬ。そして、隋書達奚長儒傳には、「開皇二年、突厥沙鉢略可汗、并弟葉護(處羅)及潘那可汗、衆十餘萬、寇掠而南」とあつて、葉護突利設處羅侯と共に、大可汗沙鉢略に協力して寇掠して來た潘那可汗の存在を傳へてゐるが、或ひはこれは、ト、河畔に治した第二可汗菴羅ではなかつたかと疑はれるのである。資治通鑑卷一陳紀九太建十四年(五八二)五月己未の條に、「高寶寧引突厥寇隋平州、突厥悉發五可汗、控弦之士四十萬、入長城」とあるのは、恐らく、その翌年の文帝の詔中に、「彼渠帥其數凡五」(隋書突厥傳)と言ひ、その時の侵寇が「盡其巢窟、俱犯北邊」(同上)と言はれてゐる事から類推したものであると思はれるが、その「五可汗」に、胡三省が「沙鉢略可汗・第二可汗・達頭可汗・阿波可汗・食汗可汗、凡五可汗」と注してゐるのは略當つてゐよう。

以上によつて、沙鉢略可汗治世の初期に於ける「突厥」内部には、少くともウチケケン山の沙鉢略可汗攝圖、「西面」の達頭(Tardou)可汗玷厥、「北牙」の阿波可汗大邏便、ト、河畔の第二可汗菴羅(潘那)、食汗可汗、紇支可汗(?)の五乃至六可汗、及び一部既に述べ、別稿で詳述する、突利設などの設(設)達が並び立つてゐた事を知るのである。そして此等の可汗達は、上掲史料にも見えたる如く、時には相協力して隋の北邊に侵入する事もあつたが、それは、また上の史料に、「各統強兵、俱號可汗、分居四面、內懷猜忌、外示和同、難以力征、易可離間」とあり、長孫晟の上書中の一節に、玷厥に就いて「外名相屬、內隙已彰」、處羅侯に就いて「迹示彌縫、實懷疑懼」(隋書長孫晟傳)とあるによつて明らかな如く、外見上の事

實、恐らく利害の一致ある場合に限られ、實際は肉親相闘ぐ状態であつた。つまり當時の「突厥」は、一人の可汗統治下に於ける統一國家としての實は殆ど備へてゐなかつたと見るべきで、隋書突厥傳に、「沙鉢略勇而得衆、北夷皆歸附之」とあるは、皮相の觀あるを免れぬ。文帝が開皇三年の詔中に於いて、「且彼渠帥、其數凡五、昆季爭長、父叔相猜、外示彌縫、內乖心腹、世行暴虐、家法殘忍、東夷諸國、盡挾私讐、西戎羣長、皆有宿怨、突厥之北、契丹之徒、切齒磨牙、常伺其便、達頭前攻酒泉、其後于闐・波斯・挹怛三國、一時即叛、沙鉢略近趣周槃、其部內薄孤東紇羅尋亦翻動、往年利稽察大爲高麗・靺鞨所破、娑毗設又爲紇支可汗所殺、與其爲鄰、皆願誅剿、部落之下、盡異純民、千種萬類、仇敵怨偶、泣血拊心、銜悲積恨云云」と言ふのは、上述の如き「突厥」國家の内紛、及び、突厥支配下に在る諸族背叛の兆を端的に物語つてゐる。

かうした状態の極まる所、遂に阿波可汗の達頭への西走、「突厥」の分裂となつた事は諸先學の説く所で、此處に喋々しないが、その分裂後の開皇四年(五八)、沙鉢略が隋使虞慶則に「稱臣」の事を告げ(隋書虞慶則傳)、翌五年には「遣使告急、請將部落、度漠南、寄居白道川內、有詔許之」(隋書突厥傳)とあり、また隋と「約を立て、積を以て界と爲」し、「大隋皇帝眞皇帝也」と言つて自ら臣と稱して、第七子窟含臣(特勒)を遣はし(上)、開皇六年正月には隋の曆を受け(隋書高祖紀上)、更に翌七年には、「恒代の間に獵せん事を請ふ」て許され、隋帝からの酒食を「部落を率いて再拜受賜し」、狩獵の獲物を「獻じ」てゐる(隋書突厥傳)など、隋に全く「北面の禮」(上)を執り「屈膝稱蕃」(隋書卷五四、李徵傳)の状態に立ち至つたのは、上述の内部状態―諸可汗其他の對立・反目、隸下諸族の背叛―が、東西兩突厥への分裂によつて更に進展・激化した、その事實の反映に外ならない。そして、その前後に高原を襲つた天災地變、それからする經濟的・社會的困窮は、その對立・反目、背叛の形勢を更に推し進めたに相違ない。

此の沙鉢略の、開皇七年(五八)に於ける死後(隋書高祖紀上、長孫晟傳)、その「弟葉護(突利)處羅侯」が莫何可汗(\* Baya-qaran)

或ひは葉護可汗 (Yabu-qaran) となつた事情に就いては既に述べたが、此の莫何可汗も、隋の援助の下に阿波可汗を討つて生擒にし、その處分に關して隋に問ふてゐる事(隋書突厥傳)から見れば、胡三省が「隋之威令、可謂行於突厥矣」と注する如く(資治通鑑卷一七六陳紀十禎明元年二月條)、「突厥」は隋に對して臣屬の禮を執つてゐたのであり、此の形勢は、間もなく代り立つた都藍可汗の治世に於いても、尙ほ暫くは續いてゐる。

## 六

莫何可汗處羅侯の死は開皇八年(隋書長孫晟傳)であるが、その原因は、隋書突厥傳によれば、その「西征、中流矢」に在つた。そして此の「西征」に就いて、冊府元龜卷九六七外臣部繼襲條には、「後處羅侯西征阿波、中流矢而卒」とあつて、阿波を討つたと言ふが、此の記載は、彼が阿波を討つて生擒にした言はば第一回西征の記事と、彼の死因となつた第二回西征のそれとを一緒にして記したものに過ぎず、その上阿波が既に生擒されてゐる以上、信ずる事は出來ない。また、資治通鑑陳紀十禎明二年(開皇八年、五八八)十二月條には、「突厥莫何可汗西擊鄰國、中流矢而卒」とあつて、極めて漠としてゐるが、此の「西征」が、當時の形勢から見て、後述する様に、曾て阿波を援助し、今や自立の態勢に在つた達頭を伐つたものである事は、小野川氏の推測された如くである。かくて、莫何に代り立つた都藍可汗雍虞閭の治世に於ては、阿波可汗は生擒されて既に無く、大可汗に對抗し得る勢力は、達頭可汗、及び突利可汗(後述)を除いて、一時史上から姿を消し、小野川氏の指摘された如く、「以後突厥の「可」汗位は沙鉢略・莫何の系統によつて繼承される」事になる。これは、長孫晟の上言の一節に、「今其昆弟自相夷滅」(隋書長孫晟傳)とある如く、また、小野川氏の、「突厥の内紛に於て自餘の有力な宗族は略勢力を失ひ、獨り隋の援助を得た沙鉢略・莫何の一門のみが繼續したと思はれる」と推測された如く、「突厥」國家に於ける内紛、言はば共倒れに由來す

ると考へてよい。以てその激しさが偲ばれよう。

さて、此の都藍治世中の二可汗の内、達頭は、會つた Dizaboulos (Siziboulos) を嗣いでユルドゥズの牙庭にゐたのであるが、松田氏の言はれる様に、阿波可汗と「何等かの事情から衝突して」壓迫され、「その所領も根據地もすべて奪略」されて、「止むなく隋に奔ると共に」(開皇四年二月、隋書高祖紀上)、「以後その故地にも歸らず」、「仁壽三年吐谷渾に遁走するまで」の約二十年間、「主として東西兩突厥の中間に介在して、自立の状態で」、「西突厥との關係に至つては殆ど斷絶の有様」にあつたものである。次に突利可汗染干 (\*Tolis-qaran Zandan) とは、<sup>(118)</sup>莫何可汗處羅侯の子で都藍可汗の從兄弟に當り、その伯父沙鉢略可汗攝圖治世から、北方の鐵勒に近く住し、その鐵勒を統べてゐたものである。<sup>(119)</sup>

此等二可汗と大可汗都藍との勢力關係に就いては、「其後突厥達頭可汗、與都藍可汗相攻、各遣使請援」(隋書卷四六)とあり、また都藍が隋に婚を請ふた際の長孫晟の奏中に、「臣觀雍、虞、閭(都藍)反覆無信、特共玷厥(達頭)有隙、所以依倚國家、縱與爲婚、終當必叛、今若得尙公主、承藉威靈、玷厥・染干必又受其徵發、強而更反、後恐難圖」(隋書長孫晟傳)とあるのによつて、達頭・突利兩可汗が都藍の「徵發を受け」ず、或ひは彼と「相攻め」「隙有り」、獨立・對抗態勢に在つた事を知るのである。隋が此の突利可汗染干に安義公主を娶はせたのは、かうした狀態下に在る「北夷を離間」し(隋書突厥傳)、「雍」虞閭に敵せしめ、以て邊捍と爲さん(隋書長孫晟傳)としたものに外ならない。

かくて、開皇十七年(五九七)突利可汗は漠南の「度斤舊鎮」<sup>(120)</sup>に南遷して來た(隋書突厥傳)。(その際都藍可汗は「我大可汗也、反不如染干」と怒り、「於是朝貢遂絶、數爲邊患」(隋書突厥傳)と傳へられてゐる事から見れば、都藍は形式的には尙ほ大可汗であつたのである。その後、十九年(五九九)都藍が達頭と協力して突利可汗を攻めた事、突利は破れて達頭に奔らんとしたが、長孫晟の謀によつて遂に入朝し、續いて啓民可汗の號を授けられて朔州の大利城に居る事となつて(隋書突厥傳)、



略完全に隋の附庸可汗となり、後、大業三年には、「服襲冠帯」をも中國風に變ぜん事を請ふに至つた事(隋書突厥傳、揚帝紀上、卷八禮儀志三、卷十五)、啓民が都藍の侵掠に堪へかねて、河南の夏・勝二州の間に遷つた事(隋書突厥傳、長孫晟傳)、そして更に、都藍が隋の征討軍の出塞を俟たずして、「其の麾下の爲に殺され、達頭自ら立ちて步迦可汗(\* Bogu qayan)となり、その國大いに亂るるに至つた事(開皇十九年。隋書突厥傳、卷二高祖紀下)などに就いては、諸書に詳しいから此處には説かぬ。その後、達頭は隋に大敗し(開皇二十年。隋書突厥傳、長孫晟傳、高祖紀、卷五三史萬歲傳)、時に邊を犯す事はあつたが(仁壽元年。隋書突厥傳、高祖紀、卷五二韓擒傳附傳韓洪傳)、積南の虜庭を失ふ(隋書卷四)と共に、仁壽三年(三〇)には、鐵勒諸族(隋書長孫晟傳)や東方奚・靺鞨などの諸部(隋書突厥傳)も達頭に叛いて啓民、隋に降り、遂には、「達頭の衆大いに潰えて、西のかた吐谷渾に奔」らざるを得なくなつたのである(隋書長孫晟傳)。かくて、隋書突厥傳に、「啓民遂有其衆、歲遣朝貢」とある如く、都藍―達頭の遺衆、更には北方鐵勒諸族、東方奚・靺鞨・室韋などは、啓民可汗に統べられる事になつたが、その啓民可汗は、「長孫晟送染干、安置于磧口」(隋書長孫晟傳)とある如く、漠南に位置してゐたのである。然らば、此の「突厥」の形式的「大可汗」たる啓民可汗(隋書突厥傳)の權威・勢力が、どの程度漠北に迄伸張し得たかは頗る疑問の存する所であり、「鐵勒諸部は勢ひ自立するを得たと思はれる」といふ小野川氏の推測は略當つてゐるであらう。

七

隋の「臣民」(隋書突厥傳)、言はば附庸たる啓民が卒して、その子咄吉が立つて始畢可汗となつたのは大業五年(六〇)の事であるが(隋書突厥傳)、彼の治世(六一九)、それを嗣いだその弟處羅可汗(叱羅可汗。舊唐書卷六二)の治世(六一九)、及び次代の、その弟頡利可汗(\* II. Mis-qayan)の治世(六二〇)、約二十年間を通じて、東「突厥」に於て大可汗以外に可汗號を稱した者は、既述の中國諸群雄・閻知微など、及び、處羅・頡利兩可汗治世(六二〇)に於ける突利可汗以外には見られなくなる。

此の内、中國人にして可汗を稱した者が「突厥」國家の可汗とは目し難い事既述の如くであるから此處では措き、突利可汗に就いて一言する。彼は始畢可汗の子で、父の治世には泥步設として「その東牙の兵を領し」てゐたが(舊唐書突厥傳上)、その叔父(維叱)處羅可汗の治世には突利可汗となつて、恐らく前代から引き續いて、牙庭を幽州の北に置き、「東偏に在」つて、奚・霫・契丹・靺鞨など數十部・氏を統べ、東方の諸族は總て之に隸してゐたものである。頡利の治世には、頡利に協力して唐に入寇してゐるが(武德七・九年。唐會要北突厥條、舊唐書突厥傳上、卷二太宗紀上)、頡利からは殆ど獨立的に行動し、自ら太宗と兄弟たらん事を願つたこともあると言ふ(同上)。その後、隸下諸族に對する「徵稅無度」の爲に、それらの「諸部多く之を怨み」、隸下の奚・霫などが唐に歸附するに及んで、頡利の不興を買つて彼と相反目するに至り、頡利が兵を徵するも拒んで與へず、遂に貞觀三年十二月、「所部」を率いて來奔したものである(唐會要北突厥條、舊唐書突厥傳上、卷六七李靖傳、太宗紀上)。彼の此の様な、大可汗頡利よりの獨立的行動はその隸下に在る東方諸族からの「徵稅」に支へられた、彼の言はば「封建」諸侯としての立場から來てゐる。そして、「後頡利政亂、驟徵兵於突利、拒之不與」(舊唐書突厥傳上)、「及頡利衰、驟追兵於突利、不肯從」(新唐書突厥傳上)とあるのは、形式的には、大可汗が小可汗から「兵を徵す」るのがたゞまへであつたが、大可汗の「政亂」れ、「衰」なるに及んでは、逆に言へば、小可汗がそれに拮抗し得るに至れば、そのたゞまへが實現されなくなつた事を物語る。否、既述の如く、「封建」諸侯として隸下の諸族を統治し、それよりの自由な「徵稅」權を有してゐた小可汗の勢力が、大可汗のそれに拮抗し得たのが寧ろ常態であつたと思はれる。だとすれば、上述のたゞまへが完全に實現されるのは極めて稀であつたに相違ない。要するに、此の突利可汗は、處羅・頡利兩可汗治世に於ける言はば東面可汗であつたのであり、そして、治華・處羅・頡利の三代二十年間(188)に於いては、「突厥」の大可汗に對抗し得る小可汗は、唯此の突利一人に過ぎなくなるのである。

## 結びにかへて

以上、我々は、「突厥」に於いては、(A)可汗位は總て阿史那一門にのみ獨占され、また、(B)その可汗とは、唯一にして最高の主權者・君主の謂である、といふ二つの事實が一般的に、また可汗の理想型として、指摘されてゐる事を序言で見、その一般的、理想的指摘が、現實にはどの程度貫徹・實現されてゐるかを考へ、それを一つの徵表として、「突厥」國家の性格を見ようとしたのである。

そこで、一節に於ては、(A)の事實・たてまへ、が完全に實現されてゐた事、つまり、「突厥」の可汗位は總て阿史那一門によつて獨占されてをり、「突厥」國家とは、阿史那氏の「家産國家」とも言ひ得る事を見た。

次に、(B)、可汗位が、現實に於て「突厥」の唯一にして最高の主權者に對する地位であつたか否かを考へる爲、二節以下に於いて、「突厥」勃興以來、所謂「第一帝國」瓦壞に至る間に於ける、可汗政權の實態、つまりその可汗政權が、阿史那氏一門内で如何なる形に於いて擔當されてゐたかを見たのであるが、その結果得られる結論は次の如くである。即ち、「突厥」に於いては、一口に「可汗」と言つても、その號を以て呼ばれる者は多數存在し、その内、中央部に治するもの一人が「大可汗」と稱され、それが「極尊」(隋書突厥傳)、つまり形式的、たてまへとして唯一・最高の主權者・君主で、爾餘の諸可汗は「小可汗」であつた。そして、「小可汗」は「大可汗」から「徵發を受」け、「兵を徵」され、即ち、「大可汗」の權力下・統治下に在つて、「諸面の部落」の統治に當るものであつた。所が、それら「小可汗」なるものゝ淵源の多くは、「突厥」の勃興期、即ちその經略が各地に向つて進行したその時期に、所在の諸族の征討を主として擔當した阿史那氏一門の者が、其儘其地に居附き・屯留した時に在るのであり、彼等は其地の「可汗」―君主―として、其地に遊牧「封建」領を有し、隸

下の諸族——「所部」——から「徵稅」してゐた、つまり、「大可汗」の權力から獨立して、隸下の諸族の統治に當り、全「突厥」領内の被支配諸族を、「大可汗」と共に「分割統治」してゐたのである。従つて例へば、「西面可汗」の如く、その「封建」領が廣大であり、隸下の諸族が富裕なる場合には、その「小可汗」の實質的勢力は、「大可汗」のそれを凌ぐに至るのが當然であり、結局は、「大可汗」統治下より離脱して行つたのである。また假令完全に離脱するには至らずとも、それら隸下諸族の軍事力（「兵」）・經濟力（「徵稅」）に支へられた「封建」諸侯「小可汗」——君主——の勢力は、實質的には「大可汗」のそれに拮抗し得る可能性を有し、大可汗と、或は小可汗相互に、反目・對立して相争ひ、また利害の一致あれば相協力し、「大可汗」勢力を、「東面可汗」・「西面可汗」と相並んだ、「中面可汗」のそれに過ぎざるものたらしめる場合も存在した。これは、彼等「小可汗」が、自己の「封建」領内に於ては、「可汗」即ち唯一にして最高の主權者・君主であつたからに外ならない。そして、中央——「中面」——に存在する言はば「大可汗」直轄領に對して此の大可汗は、爾餘の「小可汗」がその「封建」領に對すると同じ態度、「可汗」主權者・君主として臨んでゐたのである。かくて思ふに、(B)の一般的事實、たゞまへは、大可汗直轄領をも含めて、高原の各地に存在する諸可汗の「封建」領内部に於ては、略貫徹されてゐたと言ひ得る。

然し、此の觀點を、「突厥」國家全體に移す時は事情が異つて來る。即ち、形式的には、「突厥」國家の唯一・最高の主權者たるべき「大可汗」の勢力は、上述の事情から、各地の「小可汗」のそれに壓迫・制肘され、實質的には、唯その直轄領——「中面」——のみを統ぶる「小可汗」のそれに過ぎない場合さへあつたからである。そしてこれは、「大可汗」と言ひ、「小可汗」と言ふも、何れも「可汗」——君主——たる事に變りはなく、兩者間に本質的な相異の存しない事から來てゐよう。そしてまた、「大」と言ひ、「小」と言ふも、それは全く形式的の事で、實質的には、「大」・「小」の區別さへ存しなかつたのが實

情であると言へよう。つまり、「突厥」國家全體に就いて言ふ時は、(B)の事實は現實ではなかつたのである。

此の如き、小可汗—君主—分立の形勢は、既述の如く、特に沙鉢略可汗治世以前に於て顯著であつたのであるが、此の事から、我々は、少くとも、此の沙鉢略可汗治世以前の「突厥」國家は、端的に言つて、分權的「封建」國家で、一人の大可汗統治下に於ける統一國家としての實は全く備へてゐなかつたと結論し得るであらう。これが、二節以下の縷述から得られる第一の結論である。

第二に注意さるべき事は、此の如く、沙鉢略可汗の治世迄は、各地に、言はば遊牧的「封建」諸侯として割據し、大可汗勢力に對立してそれを壓迫・制肘してゐた數多くの諸可汗は、莫何可汗の治世に入るや、その數を急に減少するといふ現象である。此の問題に對する解答としては、既に一言した如く、以後は沙鉢略・莫何一門のみが可汗位に即く事になつたといふ事實を舉げ得る。即ち、莫何可汗治世に於て、小可汗の數が減少する、此の現象は、「突厥」可汗位が、以後、此の沙鉢略・莫何一門にのみ獨占されるに至ると言ふ、可汗政權の性格の變貌の反映に外ならない。そしてこれは、既述の如く、自らが「可汗」—君主—として臨む隷下諸族の軍事・經濟力に支へられた、諸可汗相互の内紛の激しさによる共倒れ、長孫晟の所謂「昆弟自相夷滅」(隋書長孫晟傳)の事實、即ち、それ以前の分權的「封建」制度よりする阿史那氏一門の血族—可汗—間の對立に由來するのであり、此の對立・内紛は、また、沙鉢略治世中期より、莫何の治世を経て、都藍治世初期に於ける、更には啓民可汗治世の、「突厥」の隋への「臣屬」とも密接に關聯してゐる。要するに、それ以前には、少くとも阿史那氏一門には解放されてゐた可汗位は、莫何可汗治世を機として、阿史那氏一門中の、それも沙鉢略・莫何の系統の者にのみ絞られて來るのであり、それは、分權的「封建」制度の齎らした一つの結果に外ならない。これ第二の結論である。

更に重要な事として、第三に注目さるべきは、莫何可汗治世より、上述の理由からその數を減少せしめた諸可汗が、處

羅・頡利兩代治世の東面可汗たる突利を除いて、啓民可汗の治世を機として史上から姿を消すと言ふ現象である。その内、啓民の治世と、始畢・處羅・頡利三可汗のそれとは、「遊牧國家」としての「突厥」の立場から見ると、同日に談ずる事は出来ぬ。即ち、啓民の治世に於ては、その可汗號が既に暗示する如く、「大可汗」たる啓民は略完全に隋の「臣民」(隋書突厥傳)一附庸可汗となり終り、漠北は「大いに亂」れ、其處では鐵勒諸族が稍自立し得たと思はれるから、その治世は、嚴密には、「遊牧國家」としての「突厥」支配期とは言ひ得ぬに對し、別稿で詳述する如く、始畢以後の治世は、始畢に就いて、「時突厥強盛、自契丹・室韋、西盡吐谷渾・高昌、諸國皆臣之、又恃功驕倨、每遣使至多暴橫、帝亦優容之」(唐會要北突厥條)、亂離、中國人歸之者無數、遂大強盛、勢陵中夏」(隋書突厥傳)、また、「始畢可汗」隋大業中嗣位、值天下大亂、中國人奔之者衆、其族強盛、東自契丹・室韋、西盡吐谷渾・高昌、諸國皆臣屬焉、控弦百餘萬、北狄之盛、未之有也、高視陰山、有輕中夏之志」(舊唐書突厥傳上)などとあり、頡利に就いて、「頡利恃其土馬雄盛、有憑陵中國之志、言辭驕慢、求請無厭」(唐會要北突厥條)、「頡利初嗣立、承父兄之資、兵馬強盛、有憑陵中國之志」(舊唐書突厥傳上)また、「時頡利可汗自恃強盛、每有所求、輒遣書稱勅、緣邊諸州遞相承襲」(舊唐書卷八三張儉傳)などと言はれる如く、これらの言に誇張はあれ、また何れも一般的敘述ではあれ、「農耕國家」としての隋・唐に對抗し得る「遊牧國家」としての「突厥」の權威・勢力が、言はば再び高原に確立された時期であるからである。つまり、「遊牧國家突厥」として通觀する時は、大可汗對立勢力たる諸可汗の數が激減するのは、實に始畢可汗の治世からなのである。かくて我々は此處に、二節以下の論述からする第三の結論として、「遊牧國家突厥」は、始畢可汗治世を機として、何らかの、言はば第二の變貌を遂げたいし事を推定し得るのである。此の第二の變貌を説明するに、上述の第一の變貌の理由「可汗位相續範圍の限定・縮少」を以てする事は不可能である。以前の莫何・都藍の治世は、隋に「北面の禮」を執つてゐたのであるが、始畢以後は、上述の如く再び漠北に雄飛し中國に對抗し得た時期で、その一門出身者も多い。

「突厥」可汗政權が、始畢以後もその性格を變じてゐないならば、その數多い一門出身者に、小可汗位を授け、彼等に「封建」領を設定して然るべきである。然るにその事が、突利唯一例を除いて行はれてゐないのは、此の始畢治世を期として、第一の變貌よりも更に大なる根本的なそれが、可汗政權の性格に起つたらしい事を暗示してゐる。

然らば此の、根本的な變貌とは一體如何なるものであつたか。此處で、大可汗に對立し得る可汗—君主—が消滅する、つまり、「突厥」に於ける可汗—君主—位が、極言すれば、「大可汗」唯一人に限られて來るといふ現象から見る時は、その可汗政權の性格に於ける變貌とは、一言にして言へば、可汗が名實共に唯一・最高のものとなつた事、即ち、「突厥」國家が、始畢治世を機として、分權的「封建」國家から、集權的「封建」國家に轉じたといふ事ではないか、そして、「北狄之盛、未之有也」と概言された始畢治世下に於ける「突厥」の「強盛」は、その國家の集權化への踏み出しと、密接に絡んでゐるのではないか、との推定が一應成立し得る。然し、これは、小可汗の消滅といふ現象だけから得た一つの推定に止まるのであつて、それを裏づける具體的事實、即ち、さうなる爲の、可汗位を大可汗唯一人に限定し、國家を集權化する爲の、具體的政策の説明を必要とするであらう。

此の問題は、最早、「可汗」政權の實態のみからでは解き得ない。此處に、他の諸官稱號、特に、設(sat)・特勒[勤](täsin)が登場せざるを得ないのである。そして、「突厥」に於ける「可汗」號の問題、巷いてはその國家の性格は、設・特勒など他の諸官號と、可汗號とを相互に關聯づけて考察する事によつて、始めて充全の解明を得るのである。「可汗」號のみを扱つた本稿に於いて、敢て「序説」と名づけた所以である。

本稿は、昭和二十九年一月、東京大學東洋史談話會に於て行つた講演の前半に當つてゐる。

未筆乍ら、諸史料の複寫撮影を許された、東洋文庫・東大東洋史學研究室・考古學研究室的諸先生に厚く御禮申上げたい。

註

— 一九五三・一〇稿 —  
— 一九五四・六改稿 —

(1) Pulleyblank 氏は、勃興以來、六三〇年の瓦礫に至る間の「突厥國家」の First Empire の語を「骨咄祿 (骨咄祿國) (Türkistan) による復興以來」崩壞に至る間のそれを the Second Turkish Empire, the Second Empire of the Northern Turks などの語で、夫々呼んでやられぬ (Pulleyblank, E. G., "A Sogdian Colony in Inner Asia," *P. I. E. (1952)*, pp. 253, 258, 260. 邦訳は *東洋學報* 六一・四四 (一九五二) )。本稿で「突厥第一帝國」と言ふのは、此の語を借用したのである。

(2) 此等「氏」「姓」、或いは「部」などの語が如何なる社會單位を指してゐるかに就いては、Wittfogel 内田吟風氏が考證してをられるが、未だ問題が多い (Wittfogel, K. A. and Peng Chia-sheng, *History of Chinese Society: Liao (907-1125)* (New York, 1953), p. 44, 45, etc. 邦訳は *支那史研究* (大政) 一・一九五三・七三三-三三四、七九一〇、八二一八三頁)。此處では唯、舊唐書卷四一 哥舒翰傳に、「哥舒翰突騎施首領、哥舒部落之裔也、蕃人多以部落稱姓、因以爲氏」とある如く、突厥をも含めて北族に於ける「氏・部族」名が、其儘中國的な「氏・姓」として用ひられた事實だけを指摘して置く。尙ほ、新唐書卷三三 西域傳拔汗那傳に、「貞觀中、王契苾爲西突厥噉莫賀咄所殺、阿悉那鼠隄奪其城」とある「阿悉那」が、Chavannes の言ふ如く、「阿史那」と同じ突厥の *le nom de famille* を寫したものであつかは、更に考究を要する問題と爲す (Chavannes, E., *Documents sur les Touk-tchi* (Turcs Occidentaux Paris, 1903), p. 146, n. 2)。

(3) 突厥始祖說話に關する筆者の見解の一端は、「遊牧國家に於ける王權神授といふ考へ」突厥民族の場合 (『歷史學研究』三三・一、古代チュルク人に於ける狼頭の神に就いて (『民族學研究』四一・二)、「古代トルコ族 (高車) の始祖說話に就いて」(『北方文化研究報告』八) に於いて述べた事がある。

(4) 前掲の二說話では、何れも「十姓」の内の一姓が阿史那氏であると言はれてゐるが、此の「十」なる數を額面通りに受け取る必要は毛頭ない。ただ、此の「十姓」が、周知の如き、西突厥の「十姓 (On Og)」と關係があるか、ないか、若しあるとすれば、如何なる關係があるか、即ち、西突厥が「十姓」に分けられたのは、此處に述べた如き、突厥族が「十姓」から成つてゐると言ふ信仰に支へられてゐるのか、それとも逆に、西突厥が「十姓」に分けられたその事實の反映として、上述の如き說話が生れたのか、などの問題は改めて考究するべきである。松田壽男氏は、兩者に關係ありとして最後の見解を執つてをられる (『飛騨動輿史論』一、飛騨教育)。

(5) 「突厥」の部族構成 (假題)。

(6) 阿史德氏はまた阿史得氏とも音譯され、通典卷九八 突厥中條、冊府元龜七九 外臣部和親條には「阿史得、頡利發」とある。此の阿史德氏に就いては、Hirth, Pulleyblank 氏が説いてをられ (Hirth, F., *Die Inschriften der Turkhänke*, S. 27, Radloff, *Die Altiratischen Inschriften der Mongolei*, Zweite Folge (St. Petersburg, 1889), Pulleyblank, "A Sogdian Colony in Inner Asia," p. 253, n. 2, p. 262, (34) )、また別稿でも些か觸れる (『山田博士』五頁、註三三)。



ので、此處には述べない。但し Hirth は永淳元年(六八)の突厥餘衆の第三次興起に於いて、骨咄祿(Ontur, Hans-yarlan)を授けた阿史德元珍を、噠咄谷碑文の主人公で毗伽可汗(Bilge qagan)時代の名宰相噠歌谷(Tonyuquq)に當てゝをり、Palleghank 氏も「これは完全には實證出來ないが、恐らく正しく、一般に承認されてゐる」(『西域の地理』p.15, 註二頁、註三頁、A Sogdian)と言はれるが、此の説が「全くの杜撰孟浪である」とは、既に岩佐精一郎氏によつて説き盡されてゐる(突厥の復興に就きて、岩佐精一郎遺稿(東洋史研究一〇)三八六―三八七頁註一六八)。序で一言すれば、Palleghank 氏は、鐵勒を Tois に、薛延陀を Shi-Tardus に當するヨーロッパ諸學者の説に従つてをられるが、これ亦根據薄弱なる事は、小野川秀美氏によつて指摘されてゐる(『西域の考察』(東洋史研究五)一頁)。

(7) 本稿では、政治體としての國家を指す場合「」で圍んだ。「匈奴」・「蠕蠕」皆然りである。

(8) 白鳥庫吉「東胡民族考」(『史學雜誌』三二二、三九)「可汗及び可敦稱號考」(『東洋學報』十一三) 藤田豊八「蠕蠕の國號及び可汗號に就きて」(『東洋學報』十一三) 王國維「高昌寧朔將軍麴斌造寺碑跋」(『敦煌掇瑣』二) 岩佐精一郎「突厥の復興に就いて」(註三三頁) 小野川秀美「突厥碑文譯註」(『三原』三三九) 内田吟風「柔然族史序説」(『羽田博士頌』一九五〇・一七) 史論叢刊(一九五〇)。

(9) Pelliot, P. "Neuf Notes sur des Questions d'Asie Centrale" (『Asie』p. 206)。

(10) その際彼等は、「可汗」のシンボルたる「狼頭籙」を贈られて

る。此の狼頭籙に就いては、簡單乍ら、「矢を分け與へる話」に就いて(『北方文化研究報告』七二、九三)に於いて觸れた事がある。

(11) 資治通鑑卷八三陳紀七義寧元年(七)の條によれば、劉武周・梁師都は、始め「定楊可汗」・「大度毗伽可汗」と號され、續いて、「定楊天子」・「解事天子」と爲されたかの如く受け取れるが、本傳の記載より見るに、恐らくさうではなく、此等は、同一官稱號の突厥語・中國譯と考ふべきである。

(12) 達頭可汗(『後魏書』卷八四北狄傳突厥傳 Manumny)。

(13) 闕達度闕設(『西突厥書』卷五五李勣傳其他。舊)達度可汗(『西突厥書』卷八三西城傳其他。隋書卷九)。達度莫賀咄設(『通鑑』卷九四北狄傳其他。全唐文卷六宗一册附錄)。

(14) 大度設(『隋書』卷九七李勣傳其他。舊)大度可汗(『西突厥書』卷九四北狄傳其他。舊)大度設(『隋書』卷六六)。

(15) 大渡可汗(『通鑑』卷九十九突厥下條には大良可汗とある)。

(16) 咄度設(『西突厥書』卷九七李勣傳其他)。

(17) 陀豆(『高昌發見大佛殿遺經』(王國維) 高昌寧朔將軍麴斌造寺碑跋)。

(18) Hirth, op. cit., SS. 130-131. 王國維「前掲論文」。

(19) Pelliot, P. op. cit., p. 210. 隋書卷八北狄傳突厥傳所載の始祖説話には、「有阿賢設者、率部落、出於穴中、世臣茹茹、至大業護、種類漸強、當後魏之末、有伊利可汗」とあつて、突厥の傳説上の祖先の稱號が、設から葉護へ、それから可汗へ、と言ふ過程を経た事を傳へてゐる。一方、同じく隋書突厥傳にその官稱號を述べて、「官有葉護、次設、「次」

特勒云々、周書<sup>卷五</sup>異域傳下突厥傳には「大官有葉護、次沒<sup>沒</sup>、次

特勒云云」とあるのによつて、「突厥」に於いては、可汗に次ぐ官稱號は葉護、次いで設であつた事を知る。突厥の祖先が、設から葉護へ、更に可汗へと言ふ過程を経たと傳へる上述の始祖説話

は、此の可汗位が最高位で、葉護、更には設がそれに續くと言ふ、「突厥」の官稱序列の説話的表現と解せられる。尤も、Hirth は、「俟斤」を、突厥語 *hai* (二) から解釋し、「俟斤」が *secundus a rege* (つまり「可汗に次ぐもの」であつたとの結論を出してゐる

が *(Hirth, op. cit.)*、別稿にも述べる如く、此の説は音の類似以外に根據はなく、輕々には信ぜられぬ。俟斤が *hikhin* の音譯なるべき事は、*Müller* 以來説化をれてゐる (*Müller, P. W. K.*)。

(22) 岩佐精一郎、前掲論文(附八九頁)。

(23) 同上。

(24) 新唐書<sup>卷高宗紀</sup>、<sup>卷五二</sup>突厥傳上では、「阿史德」なる姓が脱落してゐる。また前掲史料には、何れも「阿史德温傳」(及「奉職二部」)

〔落〕或ひは「温傳・奉職二部」、或ひは「大首領奉職」などあるによつて、温傳と奉職とが別部に屬するかの如く受け取れ、胡三省も資治通鑑<sup>卷二</sup>唐紀十八調露元年十月の條に、「阿史德姓也、温傳其名、奉職亦一部酋長之名」と注してゐるが、例へば全唐文

卷<sup>七</sup>張說「爲河内郡王武懿宗平冀州賊契丹等露布」には、「右武衛中郎將阿史德奉職」の名が見えるから、彼亦阿史德氏であつた事、殆ど疑ひを容れない。六八〇年に擒へられて以後の奉職の動靜は

不明であつたが、彼はその後、右武衛中郎將に任ぜられてゐたらしい。

(25) Müller, F. W. K. 説 *(Poulter, op. cit.)*。

(26) 岩佐精一郎、前掲論文(頁三)。

(27) 狄仁傑が、突厥・四鎮綏撫策を上疏して、「竊見阿史那斛瑟羅陰山黃種、代雄沙漠、若委之四鎮、使統諸蕃、封爲可汗、遣衆寇患云云」と言ふのや、<sup>唐書卷八十九狄仁傑傳</sup>、<sup>其他四七四</sup>、其他、突厥・四鎮綏撫の爲に、唐或ひは吐蕃が、其の効果は兎も角、阿史那氏の餘類を可汗としてゐるのは、<sup>唐書卷七十三西番傳附錄</sup>、<sup>其他</sup>、總てかうした傳統に支へられてゐる。

(28) 尤も、本文で一部觸れた如く、隋末唐初の中國群雄は、「突厥」から可汗號を受けてゐる。即ち、「馬邑の人」劉武周が「定揚可汗」と、「夏州朔方の人」梁師都が「大度毗伽可汗」とされた如き、また「離石の胡人」劉季真が「北、突厥と連りて、自ら突利可汗と稱」し、<sup>唐書卷五六梁師都傳</sup>、更に通鑑考異所引の革命記にして信じ得べくんば、「上谷の賊師」王須拔が突厥に奔つて「南面可汗」とされ、<sup>資治通鑑卷一八六唐紀</sup>、また、李仲文が「南面可汗」とされた如き、<sup>紀四武德四年二月條</sup>である。そして又、此の如き群雄ではないが、中國人にして一時突厥に降り、「(南面)可汗」とされた者に闇知微がある、<sup>(唐書卷九十四裴矩傳附錄裴矩傳上卷)</sup>。然し此等の内、中國邊境を本據として突厥と聯合した群雄が遊牧國家「突厥」の可汗とは言ひ得ぬ事勿論であるし、闇知微についても、「以知微爲南面

可汗、言欲使之主唐民也」(通鑑)とある如く、「突厥」正統の可汗とは言ひ得ない。更に北齊の斛律羨は突厥から「南(面)可汗」と呼ばれたと言ふが(北史卷五四斛律金命附斛律羨傳、齊、これは、時の「斛律」豐樂(羨)威行突厥」(北齊書卷一七陳紀五北齊四年五月傳、齊、これは、時の「斛律」豐樂(羨)威行突厥」(金瓶梅詞話卷一七解律)なる言に現はれた如く、彼の備邊の強固なる事が、突厥に稱へ畏れられた爲に外ならない。

(29)

尤も、回紇、葛邏祿と共に突厥の烏蘇米施可汗を攻め、後、回紇、葛邏祿聯合軍に擊破された拔悉密(Basmil)の可汗名を「阿史那施」と傳へる記録がある(唐書卷四十四回紇傳、新唐書卷一、事から見れば、此の拔悉密も阿史那氏出身であつたわけであり、胡三省も、資治通鑑卷二八開元八年十一月辛未條に、「拔悉密會長姓阿史那氏、蓋亦突厥之種也」と注してゐる。然しこれは、既に小野川氏の指摘された如く、「拔悉密が突厥に服屬し、突厥の同族阿史那氏によつて統べられてゐたからであらう」と思はれる(註三七頁)。次にまた、九姓鐵勒(Toquz Ouz)の「同羅(Togra)が、阿史那氏であつたかの如く思はせる記事がある。既ち、資治通鑑卷二八唐紀三三至德元載七月條に、「同羅突厥從安祿山反者、屯長安苑中、甲戌其酋長阿史那從禮帥五千騎、竊厩馬二千匹、逃歸朔方」とあるのがそれである。小野川氏も此の記事に據つて、「阿史那從禮は(唐)同羅突厥の首長であり云云」と論じてをられるが(河朔志州胡の沿革、東亞人文集)、此の通鑑の記事は直ちには信じ難い。これは、通鑑考異によれば、肅宗實錄・舊唐書卷一崔光遠傳・陳羽汾陽王家傳などの諸書を「參取」した記事であるが、その家傳に、「安祿山(唐)使蕃將阿史那從禮、領同羅突厥五千騎、僞稱叛、

乃投朔方」とあり、舊唐書卷二〇郭子儀傳に、「賊將阿史那從禮以同羅・僕骨五千騎出塞」とあるのから見れば、恐らく阿史那從禮は、同羅の出身ではなく、單に「同羅突厥」其他の「五千騎を領」したに過ぎぬのである。

(30)

拙稿「匈奴」の國家」(史學雜誌五九・一五)。内田吟風、匈奴史研究。

Vladimircov, B. Ya, Obščestvennyj Stroij Mongolov: Mongol'skij kočevoj Fodalizm (Leningrad, 1934) ss. 99—101. 拙稿

「Nökör 考」(史學雜誌六二・一六)。「回紇(Uyur)」に於いても、此の様な傳統は強固であつたらしい。周知の如く、「回紇」の「可汗の姓」は藥羅葛(Yalbag)であつた(舊唐書卷九五回紇傳、山田信夫「九姓」(二五五)。所が阿曠が子なくして卒した時、その相骨咄祿が立つて

懷信可汗となつたが、彼は跌跌(\*Adiz)氏出身であつたので、自ら藥羅葛氏を稱したと言ふ(舊唐書回紇傳、資治通鑑卷二三五附記五)。

つまり「回紇」の可汗は、假令それが名目上に過ぎなくとも、藥羅葛氏出身たるを要したのである。

(32) 隋書突厥傳には「弟」とあるが、「子」なるべき事は、松田壽男氏が考證してをられる(東突厥王統考、二、史學雜誌四〇)。

(33) 隋書突厥傳には逸可汗、北史卷九突厥傳の所傳の一には阿逸可汗とある。

(34) 伊瀨仙太郎氏は、木汗は乙息記の叔父に當ると見てをられるが(西突厥起源考、史綱)、それに就いては後文参照。

(35) 隋書突厥傳には侯斗、北史突厥傳の所傳の一には侯叔とある。此の木汗の在位年代、卒年に就いては、安馬彌一郎氏が疑問を

(36)

提出してをられるが〔西漢書の起源に就て、史學雜誌五〇〕、それが、周書卷五 異域傳下 突厥傳の記事の誤解に基く事は、伊瀨氏の論せられる如くである(上掲論文)。

- (37) 三國史記<sup>九卷十</sup> 高句麗本紀陽原王七年(五五)條には、「秋七月突厥來圍新城不克、移攻白巖城、王遣將軍高紇領兵一萬拒克之、殺獲一千餘級」とあるが、五五一年と言へば、土門が鐵勒を伐つて五萬餘落を降し、その強盛を恃んで、婚を「蠕蠕」首長阿那瓌に求めた大統十二年(五四六、周)の五年後、そして、既述の如く、蠕蠕を漠南に破つた廢帝元年(五五)の前年の事である。或ひは漠北を經て、突厥の一部が、高句麗領に突入したのでもあらうか。但し此の三國史記の記事を、津田左右吉博士の如く、全然後人の擬作とする(「三國史記高句麗紀の批註」<sup>滿洲地</sup>「武斷」<sup>通</sup>「々々」<sup>一</sup>、(若佐精一郎文の Boki 及び Par. Firm.)、その紀年は輕々には信じられぬから、就して「舊唐書七四、卷七四、註二八」の紀年は輕々に信ぜられぬから、此處での斷定は差控へたい。また、突厥は大統十一年以前にも中國の邊境に侵寇してはゐるが(周書卷二七)「未だ「部落稍盛」となるには至らなかつたのであらう。
- (38) Dietrich, K., Byzantinische Quellen zur Länder- und Völkerkunde (5.-15 Jhd.) (Leipzig, 1912), S. 16. Chavannes, op. cit., p. 235.
- (39) Yule, H. and Cordier, H., Cathay and the Way Thither (London, 1915), I, p. 207.

- (40) Dietrich, op. cit., S. 24. Chavannes, op. cit., p. 236. Yule and Cordier, op. cit., p. 205—206, n. 3.
- (41) 前註 (32) 參照。
- (42) Chavannes, op. cit., pp. 227—228, 242.
- (43) 松田壽男, 前掲論文(五六頁)。
- (44) 安馬彌一郎, 前掲論文(八九頁)。
- (45) 小野川秀美「河曲六州胡の沿革」(「四四頁、二三三」)、「突厥碑文譯註」(三四四頁)、「蒙古史中世」(「支那周邊史」(東京、一九〇九)、「四三三—三四八—三四九頁)。
- (46) 伊瀨仙太郎, 前掲論文。
- (47) 同上論文。
- (48) Pelliot, P., op. cit., p. 215, n. 3.
- (49) 百納本周書には、「也頭可汗」を「地頭可汗」に作る。
- (50) 伊瀨氏は、此の注を司馬光による原注と見てをられるが、これが氏の誤解なる事言ふ迄もない。
- (51) 周書突厥傳に此の記事はない。
- (52) 後註 (104) 參照。
- (53) 此の事實に就いては、跋版北史突厥傳卷尾の考證に於いて、既に指摘されてゐる。
- (54) 前註 (32) 參照。
- (55) 隋書の逸可汗・俟斗が、北史では阿逸可汗・俟叔となつてゐる

が、何れかが傳寫の誤であらう。

(56) Pelliot, P. et Chavannes, F., Un Traité Manichéen Retrouvé en Chine (Paris, 1913), p. 207, n. 6.p. 209, Pelliot, op. cit., pp. 210-211.

(57) 通典卷九七突厥上條、文獻通考卷三突厥上には、「擣但」を「但擣」と轉倒せしめてゐる。

(58) 北史突厥傳は「第三可汗」としてゐるが傳寫の誤りであらう。

(59) Pelliot, op. cit., p. 212, n. 2.

(60) 伊瀨説(Ⅶ圖)によれば、擣圖は、大遼便・菴羅・步離などより翟行が下になる。常識的に考へて、これは「擣圖長而且雄」なる記載と矛盾する事とならう。後文参照。

(61) 突厥の狼祖説話とその狼頭蠶との關係に就いては、別稿を用意してゐるが、極めて簡單には、「矢を分け與へる話」に就いてに於いて觸れた。尙ほ、太平寰宇記卷五一隴右道の條に、羌胡の風俗として、「其先是狼種、今旌旗皆有狼形、備衛人亦稱附離、即彼謂狼也」とあるが、これは、羌も同じく狼種とされてゐた事から、突厥に關する記事を意識的、或ひは無意識に入れたものか、または、突厥の習俗が羌胡に傳播したものか、であらう。

(62) 關特勤碑文東面第十二行・毗伽可汗碑文東面第十一行には、「我が父の軍、狼(bacti)の如くありたり」(小野山善美「突厥語」二九二頁)とある。

(63) 松田壽男「西突厥王庭考」(一頁四九)。

(64) 隋書三卷八西域傳黨項傳、舊唐書卷九八西戎傳黨項羌傳。

(65) 全唐文卷一陳子昂「上西蕃邊州安危事」、唐會要卷九西突厥條、通典卷九吐蕃條、舊唐書突厥傳上・下、卷九郭元振傳、卷九解琬傳、卷三王忠嗣傳、卷六吐蕃傳上。

(66) 全唐文卷六太宗「討高昌詔」、唐會要卷百雜錄、舊唐書卷九阿史那社爾傳、卷六上酷吏傳上來俊臣傳。

(67) 通典突厥上條には、「西面泥利可汗」に作る。北史突厥傳には、「西突厥」とあつて、「面」字が脱落してゐる。

(68) 北史卷十隋本紀下には、「面」字が脱落してゐる。

(69) 尤も、西突厥居住地域をも含めて、漠然と「西方」と稱した例のある事は言ふ迄もない(例へば、善財卷、阿史那社爾傳)。

(70) 伊瀨仙太郎、前掲論文(頁七〇)。

(71) 既に胡三省も、資治通鑑卷七六陳紀十禎明元年二月條の、上述處羅侯の言に注して、「逸可汗捨其子而立木杆、木杆捨其子而立佗鉢」と指摘してゐる。

(72) 擣圖の父科羅(乙息記)が、大遼便の父木汗・菴羅の父佗鉢・步離の父擣但の長兄と考へてこそ始めて、「擣圖長且雄」の語が生きて來るのである。

(73) 伊瀨氏は先づ「擣但步離」と Diaboulos との音韻上の類似を述べられる。此の比定自身無理であるが、「Siziboulos」の讀みの方がより好ましい」と言ふ Chavannes の言(p. 208)が正しいとすると、擣但步離との相異は更に大きくなるであらう。次に同氏は、室點蜜 || Isami の蜜、mi は烏孫王昆莫、昆彌などの莫、彌

(74) (現はずは「唐」に當るとされ、褥但に室點なる等式を立てられる。然し、突厥語で、上の bi, bey に當るのは big であり、此の語は、突厥碑文で正しく big と表現されてゐて、それを殊更に bi にと寫すとは考へられぬ。

(74) 松田説の如く、室點蜜(瑟帝米) || Istami が全く傳説上の名稱に過ぎぬか否かに就いては、頗る問題の存する所である。詳細は別稿に譲るが、數歩を譲つて松田説に従ひ、室點蜜 || Istami なる名稱を抹殺するにしても、筆者の今の本論には無關係である。

(75) Diereich, op. cit., SS. 15—16. Yule and Cordier, op. cit., p. 207.

(76) Chavannes, op. cit., p. 226. Yule and Cordier, op. cit., p. 59.

(77) 隋書突厥傳所載の突厥始祖説話の一に、「或云、其先國於西海之上、爲鄰國所滅」とあつて、突厥の始祖が「西海」のほとりから來たと言ふ傳へのあるのは、「突厥」の勢力が「西海」に伸びて以後、恰も自らの祖がその地——發展の極限——から發生した如く傳へた言はば創作に過ぎず、此の説話を、「阿史那氏は起原的には鐵勒に出づるにしても、この地域(ミアガ)に於ける他の鐵勒諸部とは自ら系統を異にする所があつた」ことと理由とするのは如何かと思はれる(小野山秀美「報告」。此中世三、四六頁)。

(78) Chavannes, op. cit., p. 227. 松田壽男「西突厥王庭考(一)」(四五頁)。なほ、安馬彌一郎氏は、本文周書突厥傳の記載を、木汗・Dizaboulos 同一人説の根據としてをられるが、その説の成立

し得ぬ事は、伊瀨氏、前掲論文(六七)に詳しい。

(79) 安馬氏は、「隋書突厥傳には沙鉢略の條下になつて始めて『沙鉢略治都斤山』とあつて、木杆時代の居處に就いては明記がない」と言ひ、「乙息記・木杆時代を通じて、突厥の王庭は常に西域にあつたらしい」と考へ(論考文八、八)、木杆・Dizaboulos 同一人説の根據としてをられる。然し、隋書突厥傳には、「橐圖」號伊利俱盧設莫何始波羅可汗、一號沙鉢略、治都斤山、菴羅降居獨洛水、稱第二可汗」とあり、これは、沙鉢略がその前に立つてゐた菴羅羅に「國を以て讓」られて、「都斤山に治し」、菴羅は「降つて獨洛水に居る」ことになつた事實を述べたもので、彼以前の可汗牙庭が都斤山(Utkân yis)に存在した事を示すものではあれ、彼の治世になつて始めて、其處に駐するに至つた事の證據にはならぬ。

(80) 然し此の事が、東面可汗と大可汗との間に時として存在した協力關係を否定するものでない事、言ふ迄もない。

(81) 周書、隋書突厥傳に、諸官稱を列擧した後に續けて「皆世爲之」、通典突厥上條に、「皆代襲焉」、舊唐書突厥傳上に、「並代居其官、而無員數、父兄死則子弟承襲」、また西突厥に就いても略同様にあつて、「突厥」の官稱號が、「一般的には世襲であつた事を傳へる。既に本文に引いた「我突厥、自木杆可汗以來、多以弟代兄、以庶奪嫡、失先祖之法」なる處羅侯の言や、佗鉢可汗が死に臨んで、その子菴羅に言つた、「吾聞親莫過於父子、吾兄不親其子、委地於我、我死、汝當避大運便也」なる語(隋書卷八)も、可汗位繼承に關する上述の一般的事實を示してゐる。「射匿者、都六之子、達頭

之孫、世爲可汗」(突厥傳)とか、「骨咄祿者」(註)其祖父本是單于右雲中都督舍利元英下首領也、世襲吐屯殿」(註)舊唐書突厥傳上。由は新唐書突厥傳上に吐屯 (Tutun) とか傳へ、更にはまた、西突厥に於ける泥孰莫賀設(註)(\*Nizak Bayasad) の父も同じく莫賀設であり(舊唐書突厥傳上)、或ひは、突利設(註)(\*Tolis-sad) 處羅侯の子染干が同じく突利可汗(註)(\*Tolis-qayan) であつた事(附傳長孫無疆傳)、其他の例は、前述一般的事實が現實に行はれた場合である。

(82) 松田壽男氏も漠然と乍ら、同じ結論に達してをられる(西突厥王註三四頁)

(83) Yule は、此の「四人の首長」を、トルコ族始祖説話に於いて、Oyuz-qan から出たと傳へられる四部族——Kypçak, Kandy, Karluk, Kalak (Berezh, I. Sbornik Letopisei: Istoriya 1. ss. 12-30.)——と當へたこと(Yule and Cordier, op. cit., p. 210, n. 2)、些か無理ではな。

(84) Chavannes, op. cit., p. 227.

(85) 松田壽男「西突厥王庭考」(頁五七)。

(86) Chavannes, op. cit., p. 226.

(87) 松田壽男「上掲論文」(頁七)。

(88) 同上論文(頁八)。

(89) 伊瀨仙太郎「前掲論文」(頁六六)。

(90) Dieterich, op. cit., SS. 20-21. Chavannes, op. cit., pp. 238-239. Yule and Cordier, op. cit., pp. 211-212.

(91) Yule and Cordier, op. cit., p. 211, n. 4, p. 212, n. 1, 2, 3, 5.  
(92) 白鳥庫吉「大秦國及び拂菻國に就きて」(西域史研究上(東京)一頁九四四-四四二頁)。「拂菻問題の新解釋」(同上書)。

(93) 白鳥庫吉「大秦國及び拂菻國に就きて」(二頁)。「拂菻問題の新解釋」(六四七頁)。

(94) 松田壽男「前掲論文」(頁七)。

(95) 木汗可汗が周と好を通じてゐたに對し、「東面に居」たその「弟地頭可汗阿史那庫頭」が「齊と和を通じ、その兄に説きて、先約に背かんと欲」したと言ふ周書楊善傳の記載は、「東面」可汗が大可汗とは別の意圖を有してゐた事、推し詰めて言へば、木汗より半獨立的態勢に在つた事の傍證にはなるかも知れぬ。

(96) Chavannes, op. cit., p. 242. ことばは Valentine が Tiberius 帝治世第二年(五七)に突厥に使した時、その直前に Dizaboulos が歿し、未だ葬られてゐなかつた事實よりの推定である。尙ほ、此處に Tiberius 帝治世第三年を五七六年に當てたのは、彼が Justin 二世の晩年、五七四年十二月から攝政職に在つたからである。

(97) 松田氏は「Mender Protector の記録によつて」Tardou (達頭可汗)の兄の Tourxanthos が、彼等の父 Dizaboulos (Siziboulos) の葬儀を執行した際、自ら突厥の君主たるを辭し、位を Tardou に譲つた」と言ひ(西突厥王庭考(三)史學雜誌一四〇三-三一九・三二八頁)、達頭 (Tardou) の前と Tourxanthos が Dizaboulos を繼いだ事、及び、その Tourxanthos は Tardou の「兄」であつた事を述べ、伊瀨

氏も同じく Tourxanthos を Tardou の「兄」と考へてをられるが(七九頁文)、筆者所見の Dieterich 譯本、Chavannes 抄譯本には、確實にそれらの事を断定せしむるに足る記事、特に、「Tourxanthos が Tardou に讓位した」事を述べた記事は存しない。

(98) Dieterich, op. cit., S. 21. Chavannes, op. cit., p. 240.

(99) 伊瀨氏は此の事實を以て、「當時の社會がなほ母系制社會を構成してゐた證左である」と考へられたが(九四頁註三七)、傳説時代に於いては兎も角、當面の時代が、まぎれもない父處婚 (patrilocal marriage) を伴つた父系制 (patrilineal) 社會である事は、少くとも可汗達に關する限り、明らかである。

(100) 此の記事は、既に山崎宏氏によつて注意されてゐる(支那中世佛敎の展開 東京、一九二二、八八、四一八、四五頁)。略同様な記載は、隋西京大興善寺北賢豆沙門闍那崛多傳(闍多傳)にもあるが、そこには、「中面」なる表現は見られない。

(101) 新唐書突厥傳下には、「大邏便別爲阿波可汗、自臣所部」とある。

(102) 此の事實は簡單乍ら、松田氏によつて指摘されてゐる(「西突厥王」頁、註六)。

(103) 本文所引の長孫晟傳の「晟先知、攝圖・玷厥・阿波・突利等叔姪兄弟云云」の「突利」に、松田氏は、「後の啓民可汗」と註してをられる(五九頁文)。啓民可汗に就いては後述するが、彼は眞可汗處羅侯の子で(後註 (119))、染干を名とした。然し、彼が中國

史料に、「突利可汗」の號の下に、大可汗の「北方」に姿を現すのは、此の沙鉢略より一代(眞汗隔つた、都藍可汗の治世になつてからの事である)。尤も彼は、「突利可汗」としてではないが、「染干」の本名で、既に沙鉢略治世、開皇二年に現はれてをり、而も北方の鐵勒の近くにいるらしいから(後註 (119))、既に此の時、「突利可汗」と號してゐた可能性がないわけではない。然し、

上掲長孫晟傳「晟先知、攝圖・玷厥・阿波・突利等云云」の「突利」が、「突利可汗染干」ではなく、その父で、沙鉢略の弟處羅侯、「突利設」でなければならぬ事は、その記事の直後に續く長孫晟の上言中に於て、先づ玷厥と、次に處羅侯、更に阿波と、夫々沙鉢略可汗攝圖との間に釁隙已に兆してゐる事を述べ、彼等相互の離間を策してゐる事によつて明らかである。

(104) 伊瀨氏は、此の食汗可汗を、東ローマの使節 Valenthine 傳ふる所 Tourxanthos—Tardou (達頭) 〇 Butservandt (Dieterich, op.)、le frere consanguin (Chavannes, op.)——に比定(前掲論文、七六頁、註三七)。その理由として、食汗・Tourxanthos 共に、達干・達官・達幹 (Targan) の音譯なるべき事を舉げてをられる(VI圖)。然し、Menander Protector は Zemarchoz 遣使の條に於て、此の Targan を正しく Tarchan (Dieterich, op. cit., S. 19, 119) Tarkan (Chavannes, op.) と音譯してゐるからその同じ官稱を Valenthine (cit., p. 209) と寫したとは考へられない。

(105) 此處に所謂、「利稽察が高麗・靺鞨に破られ、婆毗設が紇支可汗に殺された」年代は、他に傍證史料なく不明である。尤も利稽





あらう。

(113) 隋書高祖紀上、開皇七年四月條には、「突厥沙鉢略可汗卒、其子雍虞閭嗣立、是爲都藍可汗」とあつて、直ちに都藍可汗が嗣立した如く傳へてゐるが、これは、莫何可汗の治世が極めて短期間であつた事から誤つたもので、正確な表現ではない。

小野川秀美「蒙古史中世」(三五頁)。

同上。

同上。

松田壽男「西突厥王庭考」(頁八六)。

Pelliot, op. cit., p. 203.

(119)(118)(117)(116)(115)(114) 隋書突厥傳、册府元龜(卷六九)外臣部纒纒條では、此の染干を、沙鉢略の子と考へ、長孫晟傳中の長孫晟の奏言、通典突厥上條原註では處羅侯の子となし、資治通鑑は、(卷七五)陳紀九太建十四年十二月條では沙鉢略の子、(卷八二)隋紀三開皇十三年七月條では處羅侯の子、として、二説を併存せしめ、册府元龜(卷九八)外臣部和親條亦同様である。要するに隋書突厥傳を採るか、長孫晟傳に従ふかの二途に一つであるが、當時突厥中へ往來し、その事情に通曉せる長孫晟の言に従つて、處羅侯の子とすべきである。

前註 (103)、(108) 参照。

(121)(120) 此の「度斤舊鎮」に關しては、胡三省が「度斤舊鎮蓋即都斤山、突厥沙鉢略舊所居也」(資治通鑑隋紀二明)と注するを始め、從來これを漠

北ウチエケン山に求めるのが普通であるが(小野川秀美「鐵勒の一考察」、頁一、筆者は漠南の地に比定するものである。詳しくは「度斤舊鎮小考」(未刊)参照。

(122) 啓民は隋軍と共に契丹を討つた際、韋雲起の「節度」「處分を受」けて出軍してをり、その勝利に喜んだ煬帝は、「雲起用、厥而平契丹」と言つたといふ(隋書煬帝紀七)。啓民は略完全に隋の附庸となり終つたのである。

(123) 上掲諸史料の外、小野川秀美「鐵勒の一考察」(頁八七)、「蒙古史中世」(三五頁)。「蒙古史中世」(九頁)。

(125)(124) 尙ほ、新唐書突厥傳上には阿史那思摩に就いて、「始啓民奔隋、磧北諸部、奉思摩爲可汗、啓民歸國、乃去可汗號」とあつて、啓民奔隋後、一時阿史那思摩が可汗となつた事を傳へてゐるが、極めて短期の事であるから、此處には加へなかつた。

(126) 處羅の没年に關し、唐書要北突厥條には、「是月(武德三年十一月)處羅死、其弟頡利可汗咄苾立」とあるが、此處では兩唐書突厥傳上資治通鑑(卷八)唐紀四に従ひ、一應武德三年(六二)説を執つておく。

(127) 舊唐書突厥傳上には、「頡利」以始畢之子什鉢苾爲突利可汗」とか、「頡利嗣位、以爲突利可汗、牙直幽州之北、突利在東偏、管奚・霫等數十部」とがあり、通典突厥上條、新唐書突厥傳上も略同文で、何れも、彼が「突利可汗」となつたのを、頡利治世の事としてゐるが、既に通鑑考異の指摘する如く(附紀四)、舊唐書梁

師都傳には、處羅可汗治世の事として、「突利可汗、與奚・靺・契丹・靺鞨、入自幽州」とあつて、「突利可汗」の存在を傳へてゐる。此等兩傳の「突利可汗」は、その共に東方諸族を率ゐ、幽州に近くゐた事、及び年代の極めて接近してゐる事から見て、同一人物と考へられるから、彼が後述する如く泥歩設から突利可汗となつたのは、遅くも處羅可汗治世の事とせねばならぬ。小野川氏は、此の處羅可汗治世の突利可汗と、その直後、頡利可汗治世の突利可汗とを別人と見てをられるが(『突利可汗』三三五頁、註六)、同一人と見た方が妥當である。

(128)

尤も、舊唐書卷九阿史那社爾傳附傳阿史那蘇尼失傳によれば、「突利之來奔也、頡利乃立蘇尼失爲小可汗」とあるが、これ亦極めて短期間の事であるから、此處には加へない。また、舊唐書突厥傳上には、「先是、貞觀中、突厥別部有車鼻者、亦阿史那之族也、代爲小可汗、牙于金山之北」とあり、新唐書突厥傳上なども凡そこれに據つてゐるが、此の「車鼻可汗」の系譜は不明であり、「代々小可汗と爲」つたその父祖名も史上には見えず、その上、彼の活躍が、「頡利の敗」以後に始まる事などから見ると、「代爲小可汗」の語は、其儘信ずる譯には行かぬと思ふ。

補註(1)本稿に於いては、特記せざる限り、殿版二十四史影印本を用ひた。

補註(2)百衲本北史には木杆に作る。「水」字が「木」字の誤なる事言ふ迄もない。

補註(3)百衲本周書には「郝」字に作る。「郝」「郝」共に「那」字

の誤である。

補註(4)アルタイのビイヌク (Bilik) 郷土博物館には、そのビイヌク市の西方約一〇二キロメートルのウスチーチャルイシンスカヤ埠頭 (Ust' Charyskaya Pristan) から發見された八個の貨幣が藏されてゐるが、その内四個が、ほぼ當面の時代のものである (Kiselev, S. V., *Naxodki antičnyx i vizantijskix monet na Alae*, VDI, 1940, No. 3—4, str. 361—362)。すなはち、何れも東ローマのものであるが、(一)レオ王朝アナスタシウス一世 (四九一—五一八) が、四九八年に始めて鑄造せしめたもの、(二)ユステイニアヌス一世の治世第二年 (五四八—五四九) に製作されたもの、(三)ユステイヌス二世の治世第十年 (五七四—五七五) の鑄造にかかるともの、(四)マウリキウス帝の治世第十年 (五九七—五九八) に鑄せられたもの、の四種である。キセリヨフは、これら東ローマの貨幣は、西突厥を通じて、ここアルタイへ流入したものと考へてゐるが (On *že*, *Drevnyaya istoriya yugnoj Sibiri*, Moskva, 1951, s. str. 546)。ただ、村の砂地から子供達によつて發見され、詳細な出土状態の不明なこれら遺物の歴史的性質を、輕々に断定することは、目下のところ困難であらう (角田文衛「アルタイ地方出土の貨幣」(同氏著「古代北方文化の研究」京都、一九五四年、所收) 九〇頁—九四頁参照)。

(北海道大學助教授)